

「被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告」に対する意見募集の結果
（意見提出者別の意見）

1	<p>支給額を出来るだけ引き上げ（実質被害額の7～8割）、対象を住宅の再建、補修費などにも拡大する。また、年齢・年収制限も緩和すべきと思います。</p>
2	<p>上限額と支給実態との乖離 多くの被災自治体が追加的支援を実施について （意見）現行の国の支援額では、被災した住民が家を取り戻すためには全く不足であり、多くの被災自治体が追加的支援を実施している現状がある以上、現実的な金額ではなく上限額の引き上げと、一部損壊への支援の充実を考慮し、さらには、地盤災害へ支援の充実も図る必要があると思う。 制度見直しで目指すべき方向 被災者から見て分りやすく、被災者の自立意識、生活再建意欲を高める制度に （意見）地震多発国としての国の災害対策への手厚い支援体制の整備を早急に望む。被災者は、大規模な地震災害を通じて、国への不信感や行政システムへの幻滅を感じつつも、自己の生活を何とか再建していこうと考えているが、そのためには、国や都道府県・市町村からの分かりやすい支援の説明と対応が緊急に必要となる。 被災者に対して支援の気持ちが一層伝わるような制度に （意見）国内外の善意からの支援金は、被害にあった住民には心温まるものであるが、現行の被災者の判定方法は、建築基準法を基礎としているが、建築物は従前の基準法では耐震基準を満たしていない建築物や施工業者の違反行為で耐震を満たしていない住宅・建築も多々存在している。 罹災証明の発行にあたっては、そこに住む住人の意見を十分に聞き取り公平な判断ができるように配慮する必要があると思う。 発災後に対応する行政関係者の判定能力の均一化を望むものである。 非常体制となっている被災自治体に過重な事務負担を掛けない制度 （意見）広域での国及び都道府県・市町村間での臨時的な業務の肩代わり等の代替手段を平常時より考案して、災害地の行政職員が多大な負担を背負うことがないように相互扶助体制を構築してほしい。 全体としての公費負担低減に寄与する制度に （意見）被害額の概算額が出された時点で公費を仮払い方式で都道府県・市町村の使いやすい方法で利用できるようにしてほしい。 （意見）都市計画税は、国民が安心・安全に住宅を作り、そこに安心して住むために支払っているのだと考えれば、制度の破綻を心配する前に、しっかりとした対策を講じてほしい。 （意見）自助努力をしたくても出来ない災害弱者への配慮が先行してほしい。</p>

3	<p>「被災者生活再建支援制度」は、制度が発足して8年の歳月が経過していますが、自然災害に遭われた多くの被災者にとって、真に生活再建に役立つ制度となっていないと考えます。今回の制度見直しに当たっては、被災者が支援制度によって再建意欲を高め、地域と生活の復興に期する公的支援制度として確立されることが大事です。</p> <p>とりわけ今年は、能登半島地震と中越沖地震が相次いで発生しています。能登半島地震や中越沖地震の被災者は、高齢化率の高い地域での被災です。自力での住宅再建も生活再建も極めて困難な状況に置かれています。以下の要望意見を反映していただき、真の支援制度として改善し、それぞれの被災者に適用されることを強く希望します。</p> <p>第一に、支援金額の上限を現行の300万円から大幅に引き上げ、少なくとも500万円以上とすべきです。とくに、居住関係経費の現行200万円を倍以上に引き上げなければ住宅本体の再建に展望を与えることはできません。全国一律の再建制度の上に、各地方自治体の上乗せ制度などを活用し、被災者の生活再建に寄与する制度に改善すべきです。なお、中間報告でも示されているように制度の財源基盤としては、国が2 / 3を負担することは当然です。</p> <p>第二に、現行の居住関係経費の対象は、店舗兼住宅本体の建設などを対象外としていますが、住宅再建なくして生活再建も地域コミュニティーの形成もできません。店舗兼住宅再建も対象に位置づけるべきです。</p> <p>第三に、生活関連も居住関連も被災者の実態に合わない制約や条件があります。年齢によって被災状況が変わるわけではありません。年齢制限については廃止すべきです。また、年収制限についても現行の年間世帯収入合計額500万円を大幅に緩和し、1,000万円以上とすべきです。</p> <p>第四に、品目などを例示した生活関連経費の支給を緩和すべきです。災害被災は、多様な事態が発生します。画一的な品目指定でなく、被災者の生活再建に必要な物資の購入にあてられるよう改善すべきです。</p> <p>第五に、生活再建支援制度の被災対象者の拡大です。現行制度は、住居の全壊又は大規模半壊の場合と制限しています。この対象を広げ、被災者すべてを支援制度の対象とすべきです。</p>
4	<p>輪島へ被災者支援にかかわった経験から意見を出させていただきます。被災された方々は、当初最高300万円支援金ができると喜んでいましたが、家屋修繕などには適応されないことに希望を絶たれた方が多くいました。いまでも道下地区で放置されている家屋が多くあります。何よりの復興は、家屋の修繕が望みです。そのためには、家屋の修繕にも適用していただくこと、同時に全壊などの損害規模や年齢、収入による要件も緩和していただくようお願いするものです。</p>
5	<p>住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるべきです。</p>
6	<p>自然災害被害からの経済・生活再建策を練ってきた一研究者の立場から、(1)2段階方式の生活支援策、(2)財政的にフィージブルな公助・共助を組</p>

	<p>土蔵も1Fが崩れ、2Fが隣の家に寄りかかってしまった状態でした。</p> <p>解体業者は分別をしないと、市は引き取らないというので、分別解体を最初したのですが、隣の人への不安を早く取り除くために、途中、分別せず解体を急ぎました。</p> <p>市役所に行き、市の支援を確認した結果、</p> <p>(抜粋)</p> <p>《市では、地震によって被害を受けた住宅の解体費用(分別を含む。)は自己負担、解体等に伴い発生する解体廃棄物の運搬・処分費用は市が負担します。》</p> <p>との回答で、解体費用は自分で負担しないといけません。 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]と差し引きして、私には支援制度の恩恵は実感がありません [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>
9	<p>(1)住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるべきです。やはり住まいの確保こそが、復興への最大の課題です。そして人が住んでこそ、人のつながりがあってこそその街の復興です。</p> <p>(2)通常の勤め人にとっては、住宅は一生に一度の買い物です。現在は支出要件が厳しく、支給される人が限られています。この支出要件を大幅に緩和すべきです。</p> <p>(3)支出要件について、前年度の収入を基準にするのはやめ、災害後の実収入に基づいた判断をすべきです。</p> <p>(4)借家人への何らかの支援も検討して欲しい。</p>
10	<p>1 住宅本体への支出を求める</p> <p>支援金の用途を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>生活の基礎となる住宅本体の支出は、被災者の生活再建のために不可欠である。</p> <p>2 支出対象の弾力化を求める</p> <p>居住関係費の支出対象を、全壊住宅の補修費用、事業用の店舗・作業所・倉庫、賃貸住宅の賃貸人、地盤修復費などにも広げ、生活関係費の用途を限定せず被災者の自律的判断に委ねるべきである。</p> <p>3 支給事務の簡素化を求める</p> <p>支援金支給の手続き、被害程度の判定手続き、要提出書類の範囲等を簡素化すべきである。</p> <p>4 被災自治体の裁量権の拡大を求める</p> <p>被災自治体が適用要件や支給基準の細目、事務処理方法等について被災自治体の裁量権を大幅に認めるべきである。</p> <p>5 支給額の引き上げと財源の確保を求める</p> <p>支給額の上限を引き上げ、幅を持たせることで被害規模に応じて柔軟な対</p>

	<p>応ができるようにすべきである。</p> <p>6 能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める 本検討会の開始以降の大規模災害については改正法を遡及適用すべきである。</p>
<p>1 1</p>	<p>制度についての基本的な考え方</p> <p>住宅は、個人資産であることから、公的な支援を行うことに抵抗があるのですが、建築基準法が保証しているのは、たかだか震度6弱程度までであり、よって震度6強を超えるような強震動に見舞われた場合には、たとえ保全に十分な自助努力が払われていたとしても被災する可能性があることを考えると、国として、被災した住宅の再建に支援の手を差し伸べることは、躊躇する必要のないことだと考えます。ただし、だからと言って被災した住宅に際限なく支援してよいかというと、そういうものでもありませんが。適正な範囲は、そのときどきの『常識』を含むさまざまな環境が定めることとなると思いますが、いずれにしても、住宅再建への直接支援は、建物の強度に限界がある以上、公的に行ってよいものと考えます。</p> <p>また、復興を効率的に行うことを考えるのであれば、復興の前倒し、つまり事前に被害軽減対策を実施しておくことも視野に入れるべきだと思います。ですから、この被災者生活再建支援の中では、事前対策の実施についても語られるべき（あわせて検討されるべき）と考えます。</p> <p>新しい住宅関連経費と生活関連経費のアイデア</p> <p><新しい住宅関連支援制度></p> <p>固定資産税の一部を特定財源化し、それをもとにファンドを創設する。そのファンドにより、一定期間をすぎた住宅についての定期検査を行う（経費をこのファンドにより支弁する耐震診断を義務付ける）</p> <p>資産税を払った建物は、老朽化したときに過去の納税の見返りを無償診断という形で受ける。</p> <p>また、このファンドから、被災住宅の所有者に対し、支援経費を支給（住宅の建設や購入に活用しても可とする）</p> <p>メリット：固定資産税を財源とすることで、制度を支える人が、固有資産を保有している人に限定され、不公平感が排除される。</p> <p>これにより、集合住宅のオーナーに対しての支援も抵抗がなくなる。</p> <p><新しい生活関係経費支援制度></p> <p>地域経済の復興という意味合いも込め、被災地内で活用可能な金券で支給する（活用の用途制限は、極力排除する）。金券を使用できる場所は、事前登録したところとし、その登録において、店舗の耐震化などを義務付ける。</p> <p>メリット：地域の被害軽減対策の事前実施を促進することが可能となる。</p> <p>被災後の地域経済復興の呼び水ともなりえる。</p>
<p>1 2</p>	<p>前略 此の度御庁より「意見応募」の機会を得て応募の次第。</p> <p>今般発生した「中越沖地震」の喫緊の事態も「検討会中間報告」に付言され、亦過去五回の検討会での真摯な意見も整理・集約され、此の内容が被災地に正しく伝えられ、公的な支援が被災地・罹災関係者に遍く届けられる事</p>

を願っております。

罹災の当事者の立場に在っては、家財・什器・備品の損壊被害は元より、住む処を瞬時に逸失し、避難施設の閉鎖と共に退去の後には仮設住宅への申請を頼る訳ですが、暮らしの実態に立ち入れば、独居高齢者・聾啞・全盲失明者・社会弱者に検討会の論議の福音は届き難く、本当の救済・救援の手は遅延する事に心を痛めて居ります。視線を低位に定め「法」の摘要に一段の御配慮を期待致しております。

現在 [] に勤めて居りますが当該の多くの市民の「声」と御賢察を下さい。

13

はじめに

2004年10月23日、新潟県中越地方を襲った新潟県中越地震では、多数の住宅が損壊し、未だに多くの住民が生活再建もままならず、途方にくれている。

さらに、2007年7月16日、再度、新潟県中越地方を襲った新潟県中越沖地震でも多くの住民が、住宅の損壊をはじめ深刻な人的・物的被害を受けた。中には、二度の地震で重複して被害を受けた住民も少なくない。

[] は、法律相談等を通じて被災者と直接接する立場から、新潟県中越地震直後より、被災者生活再建支援制度を改正し、もって住民の生活再建を援助すべき旨を訴えてきたが、これまで改正はなされなかった。

被災者生活再建支援制度について総合的な検討を行うため、貴庁に「被災者生活再建支援制度に関する検討会」が設置され、7月には「被災者生活再建支援制度見直しの方向性について - 被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告」(以下「中間報告」という)が作成・公表された。

そこで、中間報告に対し、被災者生活再建支援制度、特に居住安定支援制度の改正の問題に限定して、以下のとおり意見を申し述べる次第である。

第1 意見の要旨

現在、被災者生活再建支援制度においては、被災者生活再建支援法施行令第3条により支援金の使途が具体的に定められているが、第3条は住宅本体の補修・改築・新築を支援金の使途として認めていない。よって、現行の被災者生活再建支援法においては、住宅本体の改築・新築のために支援金を支出することができないことになっている。

しかし、それでは被災者による自立した生活の開始を支援することを目的とする被災者生活再建支援法の目的が十分に達せられない。

そこで、被災者生活再建支援制度における支援金について住宅本体の改修・改築・新築(以下「改修等」という。)のためにも支出し得ることとすべきである。また、支援金の支出額については、生活再建が可能となるよう適宜増額を行うべきである。

第2 意見の理由

1 住宅再建支援の公益性

阪神大震災を例にとれば、神戸の定住人口が被災前の1994年12月の152万人から、震災後の1995年10月には142万人と、短期間で一挙に10万人も減少したが、「10万人の人口減少は、地域全体の購買力や担税力の低下という深刻な影響をもたらした。企業サイドから見れば稼働率の低下、売り上げの減

少・伸び悩みの原因となった。特に被害の大きかった長田区や灘区では人口の減少率が2割を超えたため震災後に再開した小売商店街・市場では売り上げが十分に回復せず、経営が立ち行かなくなる商店が少なくなかった。また、こうした状況を目の当たりにして、店舗の再開をしり込みする動きも強まった」との指摘がされている(エコノミスト2005年1月18日号所収の額賀信「教えてくれた人『人口減少社会』の深刻」)。

このような人口減少の大きな要因のひとつが、住宅再建が進まなかったことにあるであろうということは、容易に推察されるところである。つまり、住宅再建の問題は、個々の住民の問題であるだけでなく、地域経済・社会に大きな影響を与える問題であり、公益的な問題なのである。

そして、住宅再建の地域経済・社会に与える影響は、神戸のような都会においてより、新潟県中越地方のような過疎地域において、より大きいと考えられる。多くの家屋が損壊し、しかも被災者の多くは稼働能力の低い高齢者であったような場合、その生活の再建のためには被災者生活再建支援制度を活用した支援が不可欠であり、そのような支援がなく住宅再建が進まない場合には、地域社会そのものが消滅しかねない。新潟県中越大震災や新潟県中越沖地震と被災者の状況の類似する能登半島地震(3月25日発生)では、現実に懸念されているところである。

中間報告3・(1)・1)・1では、居住関係経費を住宅本体の建築などにも使おうようにすることの趣旨・利点として、「大きな災害から地域社会が復興するためには被災者の住まいの再建が不可欠であり、この点に住宅再建の公共性を認め、住宅本体への支援を行うべきとの考え方」が示されているが、上記したところに照らし妥当というべきである。

逆に、中間報告3・(1)・1)・1では、指摘される問題点として、「住宅は典型的な個人財産であり、その保全も自己責任によるべきであって、税金による支援を行うべきではないとの考え方との矛盾」があげられている。しかし、上記した住宅再建支援の公共性を軽視したものであり、失当である。

2 住宅再建支援法によらない生活再建の可否

中間報告3・(1)・1)・1であげられた自己責任を強調する考え方は現実的でもない。すなわち、自己責任を強調するだけでは生活再建はおぼつかないのである。

まず、地震保険の契約金額は火災保険の契約金額の30～50パーセントの範囲内とされているので、被災者が地震保険に加入していたとしても、それだけでは住宅を再建することはできない。

また、住宅ローンが残っている住宅が損壊した場合、公的支援がなければ、被災者は新たな住宅ローンに頼らざるをえず、二重ローン地獄に陥ることになる。

新潟県等では、被災者に対して住宅本体の再建・改修に必要な費用を支援する制度を設けてはいる。しかし、例えば新潟県では最大100万円であり、住宅再建にとっては不十分である。多くの自治体ではそのような制度すら整っていない。

以上より、被災者が住宅再建をするために、被災者生活再建支援法による住宅本体の改築等のための支援金支出が必要となる場合が少なくないと考え

られるのである。

3 大規模災害発生の際に支援金の支出が可能か

中間報告3・(1)・1)・1は、指摘される問題点として、「大規模災害発生時には、インフラ等の復旧にも莫大な資金が必要となるが、個々人の住宅本体にまで支援の手当てをできるか疑問」との点が指摘されている。上記指摘は、首都直下地震により多くのインフラや住宅が損壊するような場合を想定していると思われる。

しかし、東京等の大都市が大地震に見舞われた場合に、住宅再建支援に対して十分な拠出をせず、多くの被災者が生活再建をすることができなかった場合、その都市の地域経済・社会が大きなダメージを受けるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることになるのである。むしろ、首都直下型地震等の大規模災害の場合においては、住宅支援の必要性が高いといえ、無理をしてでも支援金の支出を行うべきものとする。

また、国や自治体が個人の住宅の耐震改修がなされるように強力的に誘導を行うことにより、地震の際に損壊する住宅を減少させ、もって実際に支援金を支出しなければならない金額を大幅に減額させることができる。

以上より、大規模災害の場合においても、住宅本体の改築等のための支援金の支出は必要であり、可能であるとする。

4 支援金の支出が悪影響を及ぼすか

中間報告3・(1)・1)・1は、指摘される問題点として、「災害発生後の支援措置を過度に充実すると、住宅の耐震化等の自助努力を阻害し、最も重要な生命・身体の安全が図られなくなるおそれがある。また、住宅所有者の自助努力たる地震保険への加入等に対し意欲を阻害するおそれがある」との点をあげている。

しかし、耐震化は命を守るためになされるものであり、支援金の有無とは直接関係がない。住宅本体に支援金を支出するようにしたからといって耐震化の進展を阻害するとは思われない。

また、地震保険の点については、住宅本体の改築等に支援金を支出し得る扱いとしている各都道府県における地震保険の付帯率を調査しても、そのような制度のない自治体におけるよりも、付帯率が低い等の事情は全くなく、住宅本体の改築等に支援金を支出することにより地震保険に加入しなくなるとの因果関係がないことが明白である。

以上より、支援金を住宅本体の改築等に支出し得るようにすることにより、耐震化が進まなくなる、地震保険の加入率が下がるとの主張には根拠がないことが明白である。

5 居住安定支援制度による支給の低迷

現行の居住安定支援制度が極めて使いにくいものとなっている事実も直視しなくてはならない。

2007年3月に全国知事会災害対策委員会に提出された「被災者生活再建支援制度の施行状況調査結果」によると、生活関係経費の支給率が92.9パーセントであるのに対し、居住安定支援制度の支給率は54.1パーセントと極めて低調なものとなっている。

このことは、居住安定支援制度に欠陥があることを意味するものであり、

的であり、住宅の再建がすすまずに生活再建はありえません。「住宅本体は支援対象外」としていることが被災者の生活再建を妨げていること、また、住宅再建がまちの再生につながる公共性をもっていることを勘案すべきです。『住宅は私有財産であり、私有財産への公費投入という問題が生じる』との狭い捉え方から抜け出して、本体への直接支援を認めるべきです。

2) 解体撤去費は公費負担で【「(1) - 4 解体撤去費」関連】

「住宅を再建しない場合の被災住宅の解体・撤去費用は対象外」になっていますが、建物当の解体・撤去費用は全て公費でおこなうべきです。鳥取県西部大震災では、新築する・しないに関わらず解体撤去費用は公費でまかなわれ、多くの被災者が救済されました。

3) 店舗・作業所等への直接支援を【「(1) - 7 住宅以外への支援」関連】

「事業用の資産であれば尚更に保険等による備えが基本であり、被災後の支援は融資が原則」との理由で、これまで店舗等は直接支援の対象にされてきませんでした。

しかし、生業層にとって融資による支援は、あらたな格差への入口であり、新たな試練を与えさえするもので、被災者への支援策としては、まったくもって不十分です。そのことは、阪神大震災時の災害融資のその後の経過で証明済みです。融資以外の支援策を確立することは、災害対策にとって不可欠の課題です。

また、商店街をはじめ、地域の中小業者の生業が住民の暮らしを支えている公共的な役割を考慮することが必要です。商店街が復興しないと住民生活もなりたちません。工場や事業所が動き出さないと地域経済の復興は望めません。中小業者は住宅の被害だけでなく、店舗・作業所およびその什器・設備、商品・製品などに及ぶ被害を受けており、住宅再建と別枠での支援を実現する必要があります。

また、保険等による備えが強調されていますが、備えのないものは「再建の資格無し」と断ずるものであり、自然災害被災者の実態を踏まえないものです。保険料を負担できていない「事業」であることを直視し、実情に見合う支援とすることが求められます。

この点、農業、水産業などや大企業への支援策は、それぞれ管轄省庁を通じて講じられているところです。また、新潟中越大震災では、復興基金を活用して被災宅地復旧工事補助のほか、国の補助が受けられない小規模農地の整備を支援する「手作り田直し支援」などがすすめられました。

地域の暮らしの復興に欠かせない店舗や工場をはじめ、中小業者の地域経済における公的役割をふまえ、その復旧を支援する法的枠組みの整備が求められます。

4) 支援金の区分および用途制限は弾力的に【(2) 生活関係経費の用途拡大 / (3) 生活関係経費と居住関係経費等の区分撤廃 関連】

被災者が心の傷を回復し、どのように平常な生活を取り戻すかは、個々人の判断による以外に、その術はあり得ず、支援金の用途を規制すべきではありません。支援金の用途は自由とし、細かな用途制限は撤廃すべきです。

また、支援金を住居に使うか、生活関連に使うかも、被災当事者の意思に委ねるべきです。細かい用途の限定等は、復興への意欲に水をさしかねませ

ん。

用途制限の緩和・撤廃は、批判の多い「申請手続きの複雑さ」の解消にもつながります。

5) 支援金の上限は最低500万円以上に【(3)生活関連経費と居住関係経費等の区分撤廃 (4)上限額の引き上げ 関連】

この間(阪神淡路大震災、鳥取県西部大地震、新潟中越大震災など)の被災者の体験からは、現行の300万円という限度額はあまりに少額であり、最低500万円相当程度が必要とされます。

また、詳細は用途制限を撤廃し、支援金を住居に使うか、生活関連に使うかも、被災当事者の意思に委ねるべきことは、前述のとおりです。

6) 支援要件・被害認定は大幅緩和を【(8)支給対象世帯の拡大 関連】

支給要件(年齢・所得制限など)は基本的には撤廃すべき

収入基準について、線引きをおこなうことは適当ではありません。そもそも、現状の支援額は生活再建費用のすべてを補うものにはなり得ず、個人による住宅再建等を促進することを目的とすることから、収入の多寡で区別をする必要性はありません。

被害認定は半壊も対象にすべき

現行制度は、全壊・大規模半壊の2段階になっていますが、半壊も対象にすべきです。災害時には半壊であっても建て直しが必要な場合や、逆に、全壊でも補修で居住するなどのケースが見られます。

現実的には住宅再建は住宅新築に限らないのであって、半壊も支援の対象にすべきです。

支給については、例えば、全壊と半壊で金額に差をつけるなどの対応も可能であり、生活再建への意欲を引き出すことが重要です。

7) その他

「見直しの方向性」では、現行制度が今後の大規模災害にも適用されることからフィージビリティ(実現可能性)への疑問を呈し、そのことも考慮に入れた制度にする必要があるとの指摘も出されていますが、反対です。

実現可能性への疑問は、将来への懸念を口実に、いま可能な災害復旧・復興支援を拒否するものでしかありません。

大規模災害の懸念を真剣に考えるならば、耐震化など減災対策に本格的に取り組むべく、耐震補強工事補助制度などの抜本的拡充等を具体化すべきです。

15

私は、別紙カラー写真のように、

その際に、ボランティアや義援金などで全国から応援をいただくと共に、行政当局から支援金を承ったことに深く感謝しております。

この被災者生活再建支援制度をさらに拡充していただくために、下記を要請します。

上記について新聞に投書したところに記載されました。そこに記しましたが、収入制限が厳しいです。同居する家族の総収入を基準とすることに異論はありません。しかし、年金受給者が同居する場合、その

年金収入を対象から除外してください。高齢者は災害時に優先的に救助されます。そのために弱気になりがちです。年金のために収入制限から外れると卑屈な態度になります。この制限を外してください。

世帯主が若いと減額されます。しかし、若い世帯には子どもがいます。災害になっても安心して子育てを継続できるように、少子化対策の趣旨で配慮してください。

申請手続きを簡素化してください。例えば、数cmの床上浸水でも100万円以上の家財道具が使用不能になります。行政担当の「り災証明」に準じて、即時に支給されるように願います。購入した個々の物品の領収書の提出などは廃止してください。

家屋の解体に、100万円を要します。行政当局の調査で「解体必須」と判定された場合、原則として「100万円」を解体業者に直接渡すよう定めてください。

実は、私の近所に■■■■■■■■■■が独居していました。被害状況から200万円以上は受け取ったと推測します。しかし、解体せずにアパート暮らしをしています。その人にすれば、支援金は老人施設への準備金にしたいでしょう。我々も非難できません。しかし、いつまでも半壊状態で放置も困ります。そこで、解体費の配布を再考慮して欲しいのです。

被害を受けた地域の住民も、仮住まいから徐々に戻ってきました。堤防決壊部の近くに土地を購入し、家屋を新築する人も多くいます。これは、住民が災害復旧事業を100%以上に信頼している証拠です。今後の更なる支援をお願い申し上げます。

16

鳥取県西部地震の経験も生かし若干の意見を述べます

1、被災者が安心して被災後生活を送れるのは、元の環境（地域コミュニティを含み）が維持できるかどうかにかかっています。しかし、被災状況により元の環境を維持することが出来ない場合が多くあります。だからこそ被災者は心に深い傷を受けざるをえません。そこで、生活再建支援はどうすれば元の環境に最も近づけられるのかが問われるものと考えます。決して本人努力を度外視するものではありません。被災者は努力以上の努力をするものです。とかく支援に頼りがちとかいろいろいわれることがあります。決してそんなことはありません。

2、再建支援の金額については、500万円相当が最低必要と考えます。

3、支援対象は全壊・大規模半壊に加え、半壊も入れるべきです。また水害の床上浸水も対象とすべきと考えます。様々なケースがありますが、大規模半壊であっても全部解体せず修繕で何とかなる場合も少ないがある。また、半壊といっても解体せざるを得ない場合もあります。

4、支給要件（年齢・所得制限など）を基本的には外すべきと考えます。細かい支給要件は被災者に理解しがたく、高額所得者が支給を受けるとは考えられないし、一般的にそんな高額所得者は数多く存在しません。もともと経済力を有する被災者であれば自力で被災状況の中から一日でも早く脱却する力を持っています。また日ごろから建物などにも資金投入が出来るため被災しにくいものと考えます。

	<p>5、再建支援の用途は自由にし、細かく制限すべきではありません。住居に使うのか、生活関連に使うのかは被災当事者の考えにゆだねるべきです。被災の心の傷から抜け出し、平常な日常生活に戻るため、どこに使えるかはその心の支えになるかは人それぞれの個性を大切にすることが必要です。また、生活再建に必要ななどにも使えるようすべきです。(鳥取県において、大規模半壊に近い住宅の一部を解体、補修、現在も住まいをしている事例もあります)</p> <p>6、建物等の解体はすべて公費で行うべきと考えます。鳥取県では解体は公費で行われその後新築するのか、しないのかは被災者の判断に任せられました。これにより被災者はずいぶん救われました。山間地の高齢者世帯、旧溝口町では500万円(すべて公費)で住宅建築され住みなれた地域から離れることなく住み続けることが出来ました。</p> <p>7、支援制度があると事前のリスク回避策を講じる自助努力の意欲がそがれるとする意見があるが、とんでもない考え方です。経済力があれば当然行います。自らの住居を大切にするのは当たり前、やりたくても出来ないのが現状です。耐震補助制度など、もっと充実すべきです。現制度の元でも、市町村は財政難で実施が難しいところが多い上に、高齢者、低所得者にとって個人負担も耐えられません。</p>
17	<p>内閣府が2008年度の通常国会で被災者生活再建支援法改正をおこなうために設置した「被災者生活再建支援制度に関する検討会」は8月2日、被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告(以下、「中間報告」)を発表した。この「中間報告」は国民からの意見を募り、最終報告の検討をおこなうためのものとされている。</p> <p>██████では、2008年度の法改正に向け██████に内閣府に宛てた「被災者生活再建支援制度改善の要請」をおこなってきたが、あらためて「中間報告」に対する見解を表明するものである。</p> <p>1. ██████の08年改訂にむけた要請事項は「住宅本体への適用は被災者の願いであり、被災地域再生にとって絶対に必要な条件」という基本的な認識から、居住安定支援制度の限度額の引上げ(現行200万円を400万円以上に)と半壊まで支援対象を広げ、住宅本体への建設・補修費を支給できるようにし、年齢制限の撤廃、年収制限の大幅緩和をするなど改善をもとめたこと、同様に生活関連経費についても提要条件の緩和、年齢条件の撤廃、年収条件の大幅緩和、対象経費を被災者本意とすることなど改善をもとめたこと、そしてその財源の国の拠出割合を引き上げることであった。</p> <p>2. 内閣府が立ち上げた「検討会」の運営に対しても、私たちは積極的に提案してきた。各専門分野の方々のヒアリングのみならず、被災者の声にも耳を傾けるよう要請してきたことにも積極的に対応してきた検討会の運営に対しても評価するものである。また、「中間報告」は制度改正の選択肢と課題について、「現状」「趣旨・利点」「指摘される問題点」という点から、それぞれの課題について出されている意見を整理し、両論併記の形ではあるが、██████が提起した要望については盛り込まれたものとなっていることは評価されるものである。中間報告という性格から両論併記もやむを得ないものではあるが、自然災害被災者の生活再建は被災者の自助努力を超えたものであること</p>

から、むやみに自助努力を求めるのではなく、被災者を勇気づけ、再建の意欲を高めるものであるべきである。

3. []として「中間報告」への8月3日(1カ月間)から始まったパブリックコメントへの応募や内閣府への要請、また国民各層との意見交換などを通じ、災害被災者の生活再建と住民本位の復興が真にはかられ、被災者生活再建支援法の早期抜本改善が行われるよう運動をすすめていく決意である。

18

被災者生活再建支援法は、阪神淡路大震災における被災の経験から、被災者の自立的な生活再建を支援する制度の必要性が自覚され、1998年(平成10年)に成立した。その後、2004年(平成16年)4月の法改正によって「居住安定支援制度」が創設されるとともに、衆参両院の災害対策特別委員会において「居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること」などを内容とする付帯決議が採択され、現在内閣府に設置された「被災者生活再建支援制度に関する検討会」において改正内容についての検討が行われている。

2004年(平成16年)の法改正後、台風23号や新潟県中越地震、能登半島地震など、多くの自然災害において改正法が適用されてきたが、支援金支出対象の制限、年収・年齢要件その他細かい支給要件による制限、支給金額の不十分など多くの問題点があり、未だ被災者の十分な救済からは程遠いのが実情である。近時の新潟県中越沖地震をはじめ、大規模な自然災害が発生するたびに、被災地からは、真に被災者の要望にこたえられるよう、支援のあり方を一刻も早く見直すべきだとの声が上がっている。

そこで当会は、阪神淡路大震災の被災経験をもつ []として、被災者生活再建支援法が、真に被災者の自立的な生活再建を可能とし、被災者に安心と希望を与える制度となることを願い、今般、「内閣府の被災者生活再建支援制度に関する検討会」によって発表された「被災者生活再建支援制度見直しの方向性について - 被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告 - 」に対し、意見を述べるものである。

【意見の趣旨】

1、居住関係費の支給要件の緩和

(1) 住宅本体への支出

居住関係費の支出を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費などの住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。

(2) 全壊住宅の補修費用等

災害証明において全壊と判定された住宅であっても、補修を行って使用を継続しうる場合には、住宅の補修費用並びに補修に係る撤去費用、ローン利子を支出の対象として認めるべきである。

(3) 住宅所有者の弾力的判定

親族間での住宅所有者の認定は、所有名義のみに拘泥せず、生活実態を勘案して弾力的に判定すべきである。

(4) 支援金支出の対象を、住宅のみならず、事業用の店舗・作業場・倉庫にも拡大すべきである。また賃貸用住宅の賃貸人にも支援を拡大すべきである。

(5) 地盤被害に対する支援

自然災害による被災が地盤に及んでいる場合、住宅には直接被害がなくとも、地盤の修復費用などを支援金支出の対象として認めるべきである。

2、生活関係費の用途拡大

生活関係費の用途は限定することなく自由化し、被災者の自律的判断に委ねるべきである。

3、支給上減額引き上げ

現在法定されている支援上限額は300万円であるが、これを住宅本体への支出など、改正の方向性を踏まえた適切な金額に引き上げるべきである。

4、支援対象世帯の拡大

(1) 年齢要件の撤廃・年収要件の緩和

年齢要件は撤廃し、年収要件は緩和して、一定の高額所得者以外は支援対象とした上、支給の基準については被災自治体の裁量権を認めるべきである。

(2) 基準となる年収の見直し

支援の要件となる年収は、前年度の年収ではなく、申請時点での最新の年収額を採用すべきである。

5、災害証明の被害認定

(1) 認定段階の精密化

現在被災者生活再建支援法により支援金を受けられる被害程度は全壊・大規模半壊の2段階のみであるが、支援の格差を解消するため、被害認定の段階をより細かく規定すべきである。

(2) 半壊世帯への支援

半壊世帯も支援の対象とすべきである。

(3) 床上浸水世帯への支援

床上浸水世帯も支援の対象とすべきである。

(4) 支援金支給事務の簡素化

支援金支給の手続き、特に被害程度の判定手続きや提出を求められる書類の範囲などを簡素化すべきである。

6、改正法の遡及適用

被災者生活再建支援法の改正法を2007年(平成19年)3月1日以降に発生した自然災害に対して遡及的に適用するべきである。

【意見の理由】

1、居住関係費の支給要件の緩和

(1) 住宅本体への支出について

現在居住関係費の用途は、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定されており、建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用は、支援金支出の対象外とされている。しかしながら、住居が全壊或いは大規模損壊し、住居を建て直すしかない被災者、安全な住居とするためには補修を必要とする被災者にとって、建設費、購入費や補修費の負担は最大の問題である。住宅本体への支援がなされなければ、真の意味での居住安定支援にはな

らない。

この点国は、「住宅は個人財産であり、その保全も自己責任によるべきであって、税金による支援を行うべきではない」とし、「私有財産の形成に公費の支出は認められない」との立場をとってきた。

しかしながら、大規模自然災害により住居に大きな被害を受けた被災者に、住宅本体への支援金を支出することは、憲法の保障する私有財産制と何ら矛盾するものではないはずである。私有財産制度とは、国が個人の財産権を保障し、国家権力がこれを恣意的に収用することを抑制する制度であって、自然災害により財産的被害を受けた被災者を国家が支援することとは何ら矛盾しないからである。

また、憲法は、第89条で公金の支出の制限を定め、宗教団体や公の支配に属さない事前・教育等の事業への支出を禁じているが、私人への支出それ自体は禁じておらず、むしろ国民生活の安定を図ることが国家の責務であることを考慮すると、「私有財産の形成に公費の支出は認めない」との考え方は、災害復興の場面においては適合しないというべきである。

加えて、住宅は、地域社会において、住環境や景観を形成する要素として公共性を有することが明らかであり、住宅の再建は地域社会復興への第1歩であると言える。従って、住宅の再建をすべて自己責任に委ねることは、妥当とは言えない。

また、住宅所有者のみへの資金提供となる点が、住宅非所有者との不公平を生じるのではないかと、との指摘もあるが、借家人等にとっても住宅の早期再建が居住安定につながることで、住宅再建等に一定の公共性が認められること等に鑑みれば、実質的平等の枠外に出るものではない。

よって、建設費、購入費、補修費といった住宅本体の費用も支援金支出の対象に含めるべきである。そして、被災者の具体的必要性に応じ、住宅建設・補修の設計費への支援、住宅の設備等への支援、集合住宅の共用部分への支援にも支出対象を拡大していくべきである。

(2)全壊住宅の補修について

現在、全壊と判定された住宅の補修に係る撤去費用やローン利子は、支援の対象外とされている。

しかしながら、罹災証明による全壊判定は基本的に経済的価値で行われているため、全壊判定とされた住居のなかにも構造的には補修で済む場合は考えられる。現に被災地では多くの全壊住宅が補修によって維持されている。

維持できる建物は可能な限り補修によって維持することが、コスト面や、早期の居住安定の見地からいっても被災者の要望にかなない、また建物が一定の公共性を有することからも、補修によって建物を維持することには合理性がある。

よって、全壊と判定された住宅の補修に係る撤去費用やローン利子はもちろん、前記の通り補修費用そのものへの支援も対象とすべきである。

(3)住宅所有者の弾力的判定について

現在、子どもが親名義の家に居住して被災した場合、子どもは非所有者扱いで、居住関係費の上限額は2分の1であり、被災した親の住宅を被災していない子どもが再建した場合は、子どもは被災者でないので対象外とするとの

扱いがなされている。

しかしながら、このような扱いはあまりに硬直的であり、実情に沿った生活の再建支援につながらない。親子関係など一定の親族間では住宅所有の有無、被災の有無を弾力的に解すべきである。

(4)住宅以外建物への支援について

現状では、住宅部分のみが支援の対象であり、事業用の店舗、作業場、倉庫等は対象外である。

しかしながら、被災者の自立的な生活再建を可能にするためには、生業たる店舗、作業場の再建が不可欠であり、これらの再建なくして、生活の再建はあり得ない。また、地元商店街等の復興は、住民生活に不可欠であり、店舗、作業場の再建を支援することで、地域社会の復興にもつながる。

この点、災害救助法第23条第1項第7号に「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を行う旨定められているものの、事実上これらの給与又は貸与は行わない運用がなされてきており、このような法運用の実態を是正する意味でも、被災者生活再建支援法によって生業たる店舗等の再建を支援することが強く求められる。

よって、支援金支出の対象として、被災者が営む個人事業又は小規模会社の店舗、作業場、倉庫も含めるべきである。

また、賃貸住宅については、あくまでも居住者が支援対象で、賃貸人は対象外とされている。

しかしながら、民間賃貸住宅の再建がなされなければ賃借人の住まいも確保できなくなり、結局のところ多くの被災者を窮地に追い込み、地域の復興も阻害する結果になりうる。

よって、賃貸用住宅に対する賃貸人への支援にも対象を拡大するべきである。

(5)地盤被害に対する支援について

現状では、被害認定の対象は住宅被害に限定されており、地盤被害の修復に関する経費は支援の対象外とされている。

しかしながら、大規模な地震が発生したときは、地盤そのものに大きな被害を生じることがあり、住宅に直接の被害がなくとも、そのままでは居住できない場合や、土砂崩れなど、隣接地に悪影響を及ぼす場合は少なからず発生する。地盤に大きな被害が生じている場合、地盤被害の修復を行わなければ、生活の再建はそもそも不可能である。被災者生活再建支援法の目的が、生活の再建と居住安定の支援を目的とする以上、支援の対象を住宅被害に限定しなければならない理由はなく、地盤被害の修復に関する経費も支援金支出の対象として認めるべきである。

2、生活関係費の用途拡大

現在、被災者生活再建支援法に基づいて支給される生活関係費の対象は、家財道具等の生活に必要な物品、災害による負傷等の医療費、引越費用に限定されている。しかしながら、被災直後は生活費にも事欠く事態があり得るし、そもそも現在個人の生活スタイルは多様化しており、当面の生活の再建に何が最も必要かは、被災者個々人によって異なるのであるから、生活関係費の対象を上記のように限定することに合理性があるとは思われない。

よって、生活関係費の使途は基本的に自由化すべきである。

また、支出対象となる家財道具等の生活に必要な物品の範囲も現在は限定列挙されているが、やはり限定すべき合理性は認められない。よって、限定列挙は排除し、被災者個人の自律的判断に委ねるべきである。

3、上限額の引き上げについて

現在法定されている支援の上限額は300万円であるが、前記のとおり、支援の範囲を住宅本体の費用にまで拡大するべきであり、これに伴い、支援金額の上限も引き上げるべきである。

なお、上限額については、住宅の再建について少なくとも平均1300万円程度の費用が必要となる

との試算があることから、650万円程度とするのが望ましい。

4、支援対象世帯の拡大について

(1) 年齢要件の撤廃・年収要件の緩和

現在、支援金支出の要件として、細かい年齢・年収要件が定められているが、これらの要件の設定によって、本来支援を必要とする世帯に支援金が給付されないという事態が生じている。例えば40歳で年収500万円を超えると、支援の対象とはならないのである。

しかしながら、支援の必要性の有無や程度が、年齢に応じて変化するとは必ずしも言えない。むしろ、働き盛りの若い年代層は、住宅ローンや子育て等の負担を抱え、支出も多いのであるから、若い世代への支援を拡大する必要があるとも言える。

また、このような支給要件の限定は、必要経費の種類限定とも相俟って、被災地に無用な混乱を生じさせており、根本的に見直されるべきである。これまでの本法の運用状況を見ると、国の全国一律の基準による制度運用の中で、被災地の自治体が不合理な対応を余儀なくされたり、支給要件を細かく定めたために、制度の内容を説明するだけで大変な時間を要するという弊害も生じている。

よって、個々の被災者の被害の程度や生活困窮の程度に応じた支援を行うという見地から、年齢要件は撤廃し、年収要件は緩和して、一定の高額所得者以外は支援対象とした上、支給の基準については、被災者と直に接する被災自治体に裁量権を与えるべきである。

(2) 基準となる年収の見直し

また、支援の要件となる年収は、現状では前年度の年収が基準となっているが、現に生活に困窮する被災者の生活再建を支援するため、災害による失業や営業停止などで所得が減少することを可能な限り反映させるべきであり、申請時点での最新の年収額を採用すべきである。

5、罹災証明の被害認定について

(1) 被害認定段階の精密化

現状は、住宅の被害程度は全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4つに区分され、支援金支出の対象となる被害程度は全壊・大規模半壊の2段階のみであり、全壊世帯には居住関係費の上限が200万円、大規模半壊の世帯には居住関係費が100万円支給されることになっている。

しかしながら、わずか1点の被害点数の違いで支援に100万円もの違いが

出るといふ制度設計は合理的ではなく、被災者間でも不公平感が生じかねない。

よって、支援金支出の対象となる被害認定の段階をより細かく規定し、支援の格差を解消するよう改めるべきである。

(2)半壊世帯への支援

現状は、単なる半壊は、そもそも支援の対象外である。しなしながら、半壊であっても安定した居住を確保するため、補修等の対策を講じる必要性があることに変わりはないのであるから、半壊世帯に対する支援は必要である。従って、半壊世帯に対しても支援金の支出を認めるべきである。

(3)床上浸水世帯への支援

台風等の風雨を伴う自然災害の場合、住宅の構造そのものには問題はなくとも、床上浸水により家財道具が滅失したり、住宅に臭気が残ったり、衛生上の問題が生じたりすることがある。このような床上浸水の被災者も、生活基盤に著しい被害を受けており、住宅補修等の措置をとる必要性があることに何ら変わりはない。

よって、住宅そのものが全壊、大規模半壊の状態にまで至っていなくても、床上浸水世帯にも支援を拡大すべきである。

(4)支援金支給事務の簡素化

被害認定や支給要件の複雑さから、支援金支給事務そのものがかなり複雑化しており、一般の被災者にとって、支援金を受給することを困難にしている。

よって上記の点に併せて、支援金支給の手続き、特に被害程度の判定手続きや提出を求められる書類の範囲などを簡素化すべきである。

6、改正法の遡及適用について

検討会が発足し、第1回検討会が開催された2007年（平成19年）3月1日以降、能登半島地震（同年3月25日）、台風第4号被害（同年7月中旬）及び新潟県中越沖地震（同年7月16日）と、立て続けに大規模な自然災害に襲われた。これら自然災害による被災地の被害はいずれも甚大であり、被災者は住居を失い生活再建の目処が立たないなど過酷な状況を強いられている。また、特に高齢者や子どもなど、援護を必要とする被災者は、長引く避難所生活によって健康状態が悪化し、また精神的にも不安定な状態に追いやられている。被災者生活再建支援法は、検討会の意見とりまとめを踏まえた上で、2008年（平成20年）春の国会で審議される予定であるが、このままでは改正された被災者生活再建支援法は、上記3つの大規模な自然災害には適用されないこととなってしまう。

そこで、国会としては、改正法をこれら3つの自然災害にも遡及適用すべきであると考えている。

そもそも現在検討されている改正内容は、被災者への支援をより充実させ、事務の簡素化を図るところに目的があるから、改正前に生じた大規模災害に改正法を遡及適用することに何ら不都合はなく、むしろ改正の趣旨に合致する。しかも、平成16年に本法が改正された際、衆参両院の災害対策特別委員会において「居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な

検討を加えること」などを内容とする付帯決議が採択されており、被災者の生活再建支援の充実を目的とした改正を行うことが当初から予定されていたのであるから、立て続けに発生した上記3つの自然災害に改正法を遡及適用し、過酷な状況に置かれている被災者を支援することは、上記付帯決議の趣旨にも沿うはずである。

また、遡及適用を行うについては、法適用の公平性の観点からの配慮も必要となるが、平成16年改正後明らかとなった問題点を残したまま上記3つの災害に現行法をそのまま適用することこそ、硬直的な公平原理に基づくものというべきであり、妥当とは言えない。法改正に向けての検討作業が開始された後に発生した自然災害につき、改正法を遡及適用することには、十分な合理性が認められ、国民の理解も得られるはずである。

19

私は、この度の新潟県中越沖地震の発生後、7月19日から約1カ月間、被災地柏崎市で、被災業者の復旧・復興支援活動に微力ながら従事し、被災状況や被災者の実態を肌を感じながら、「こんな時こそ、公的な支援が必要」と感じる点がありました。中小業者の真の復興に向けて、今回の検討会「中間報告」に対する意見を述べたいと思います。

・店舗・作業所等への直接支援を【「(1)-7)住宅以外への支援」関連】

今回の中越沖地震の特徴は、中心市街地での甚大な被害です。とりわけ、柏崎駅前を中心にした店街では、深刻な被害が広がりました。そうした中、地震直後より、地元の商店街のみなさんが炊き出しをしたり、店の商品も含め救援物資を配布したり、地域の人々に対する復旧活動に奮闘しました。また、十分な修復ができない中、商売の再開が、地域の人々から喜ばれ、感謝されています。まさに、商店街・商店と地域の人々が支え合って、街の暮らし・営業・安全などを守り合っている姿を目の当たりにし、とても感動しました。商店街・商店が公共的な役割を持ち、住民生活・地域防災に大きな貢献を果たしていることがあらためて明らかとなりました。

しかし、一方では、真の商売の再建となると、全壊、半壊した店舗の修理・補修、建て直し、破損した商品の補填・仕入れ等で、深刻な負担が被災業者の肩に覆い被さっています。「なじみ客の多い、顔見知りの人たちのいるこの場所で、商売を続けたいが、負担が大きい」「高齢で、融資を借りても返せない」など、先の見通しが立たない状況です。個人的負担のために、今回の被災を契機に商売をやめることを考えている人も出てきています。そうなれば、商店街通りの歯抜けの状態が一層すすみ、商店街の体をなさない街になってしまいます。商店街の真の復興があってこそ、地域や街の復興も可能となります。そうした商店街・商店の公共性に着目するならば、被災した店舗部分への公的な直接補償を、「融資制度」以外にも制度化することが必要不可欠であると思います。特に、今回の中越沖地震にあって、商店街への壊滅的な打撃を実際にみていると、個人の努力の範囲をはるかに超え、融資に頼らない再建方法が必要なことを強く感じます。店舗再建への補助、仮店舗・共同店舗の提供など、支援のメニューは色々あると思いますが、商売への直接支援があることが、被災した業者の再建意欲を向上させるものとなることは間違いのないと思います。

	<p>柏崎市の基幹産業である製造業にも大きな被害が広がりました。工場・作業所が地盤被害の影響も強く受け、建物の崩壊・損傷が甚大で、修理や建て直しが必要な状況です。そのために、一つは、修理・建て直しが終わるまでの間、仕事ができず、生活の補償がされないのが、中小業者の置かれている実態です。勤め人であれば、何らかの補償が制度化されていますが、中小業者の場合は、休業補償がなく、事業用資産に被害を蒙ると、明日からの生活に窮する状態に陥り、そのことが事業再開への意欲を減退させる一因にもなっています。事業再開までの一時的な休業補償を、被災した中小業者に給付することが商売再建する上で必要だと思われます。</p> <p>二つ目には、工場・作業所の修理・建て直しをする上で、機械・機材を他に移転・保管する場所が確保されなければ、家屋の修理・新築がすすまない事態になっています。しかし、そうした場所を探し、賃料・保管料を払うような余裕はなく、「そこまでしなければならぬのであれば、廃業もいたしかたない」と思っている中小製造業者も大勢います。したがって、仮工場の設置、機械・機材等の保管等に対する公的な直接支援が求められていると思います。</p> <p>中小業者の事業は生業であり、その商売によって生活が成り立っています。被災した中小業者にとって、商売の再建がなければ、生活の再建もありえません。理容・美容のように住宅兼用店舗の家屋も多く、店舗部分や商売自体への支援がなければ、住宅再建や今後の生活設計ができません。しかしながら、現行の「被災者生活再建支援制度」には、自宅本体への支援はもちろん、自宅以外の店舗・作業所への支援はありません。中小業者が自らの生業を再開させることが生活再建への道であるならば、「被災者生活再建支援制度」に中小業者への直接支援の制度を盛り込むべきです。ある被災した理容業者は「どうして商売に対する援助がないのか。小さくてもこの商売で生活し、国にも税金を納めている。こうした震災の時こそ、業者に支援があってもいいのではないかと切実な声を上げています。こうした業者の要望に応えて、店舗・作業所等の事業用資産や商売に対する直接支援を盛り込んだ支援制度の見直しが求められているのではないかと思います。</p>
2 0	<p>1 住宅本体への支出を認めるべきである。 支援金の用途を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>2 支給要件等の緩和が必要である。 支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。</p> <p>3 能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める 実質的な平等を確保するために、本検討会の開始以降の大規模災害については改正法を遡及適用すべきである。</p>
2 1	<p>1 ．阪神淡路大震災10周年にあたって日本が開催国となった国連世界防災会議は、災害は21世紀国際社会の緊急重要課題として、宣言では防災を「国の</p>

	<p>第一義的責任」として明記しました。また、日本政府は国連において「人間の安全保障」を提唱していることは周知のところではあります。</p> <p>政府は自ら課したこの国際誓約を「防災先進国」を謳う以上、率先して遵守・実行する責任があります。防災には国の公的支援がなによりも重要であることは明白であり、これをすべての防災に貫くことが求められているのです。</p> <p>2．ところが、政府は2001年に国連社会規約委員会が求めた阪神淡路大震災被災者にたいする日本政府の施策への懸念と公的支援改善の提案と勧告にたいしては拒否の態度をとりつづけています。もしも、この提案と勧告に従って被災者の生活再建支援を抜本的に改善していたならば、この間にも続発した大規模自然災害によるこれほど多数犠牲と莫大な被害は食い止められていたでしょう。</p> <p>今回の被災者生活再建支援制度の見直しにあたっては、以上の事実に基づいた歴史的検証を踏まえて、この間の政府の被災者生活再建への支援の根本的反省がなければなりません。</p> <p>3．以下、具体的な意見を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 基本的には、すべての被災者にこの制度を適用し、適用制限は最小限にする。 * 支給額を500万円まで引き上げ、対象をひろげて住宅本体再建に対して公的支援をおこなう。 * 自治体負担を引き下げ、国の負担を少なくとも三分の二に引き上げる。 * 首都圏大震災などにさいしても、国の責任で改正された制度を適用すべきである。 * 本制度の改正や運用については、被災者および国民が参加する民主的な仕組みをつくる。
2 2	<p>阪神淡路大震災を経験した者として、国の直接支援の仕組みは、本当に被災者の生活再建に役立つものでなくては意味がありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるべきです。 2 支出要件を大幅に緩和すべきです。 3 今年3月に発生した能登半島地震以後の自然災害による被災者に対してもさかのぼって適用すべきです。
2 3	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるなど、要件を緩和する必要があると思います。 ・今年3月に発生した能登半島地震以後の自然災害による被災者に対してもさかのぼって適用すべきだと思います。
2 4	<p>地震等による被災によって、生活の基盤を再建することは人間が生きていくうえで最低限必要なことです。緊急事態の中では、食べ物と水、寒さ・暑さ・風雨を防ぐことになりますが、生活再建段階では住まいが最も重要になります。天災による住まいの損壊について、税金を投入した補修費、建設費、購入費の補助は、十分に国民的合意を得られるものだと考えます。それ</p>

	<p>は義捐金の多さ、ボランティア参加の多さにも国民の心の一端が示されていると思います。住宅再建に公費をつぎ込むことは個人資産の形成につながる等の論を優先させることは、被災者の苦しみを味わったことの無い机上の論であり、住宅を自己再建できるだけの資産や見通しのある人たちの筋論かと思えます。筋論自体は間違いとは思いませんが、国民の窮乏を見捨てて筋論に付くこと自体が「政治」の放棄ではないかと思えます。</p>
<p>2 5</p>	<p>現在、著しい高齢社会を迎えた日本において、後期高齢者の単独世帯や、独居の後期高齢者が自然災害に遭遇して、住居を失ったり、健康を害して、災害以前までの自立した生活が営めなくなった場合を想定し、『被災者生活再建支援制度』を充実させるべきだと思います。</p> <p>「住居」は「医療」「介護」「年金」とともに語られるべき、最も重要な国民生活の基盤である社会保障制度の幹であることを、行政サイドはもっと認識するべきだと思います。</p> <p>具体的には、支援金の支給要件の緩和（年齢・年収要件の撤廃）、支援金の用途制限を撤廃（住宅本体への用途を認める）、新たに前述した後期高齢者の被災者が増加することに鑑み、現行では「介護保険」によって運営されている公的な高齢者施設（特別擁護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）以外の、民営の老人施設などへの入居に掛かる費用にも支援金の用途を広げる等、後期高齢者に対する社会的な配慮を要すると思います。</p> <p>一般的に、後期高齢者は日常生活において「意欲障害」が出現します。この状態で慢性疾患を抱えると、軽度の鬱状態に陥る可能性が大変高くなります。そこに突然の自然災害で被害を被れば、たちまち「生きる意欲」が消失し不安な精神状態が高まって、完全な「鬱病」を発症してしまいます。後期高齢者では、「意欲障害」から「鬱病」を発症するまで、早ければほんの数日しかかかりません。</p> <p>こうした、高齢者に多くみられる「意欲障害」という精神的な症状に対して、行政が救える範囲は、残念ながら医学的にはあまり多くは期待できません。しかし、せめて災害直後に用途制限のない支援金が支給されることにより、単なる「意欲障害」から「鬱病」に陥ることを防ぐことは可能なのではないのでしょうか。</p>
<p>2 6</p>	<p>自然災害で重傷、障害を負った者に係る支援に関して</p> <p>1 現制度では、「自然災害で重傷、障害を負った者」がほとんど救済されない。「中間報告」においても、物的な住宅再建が重視され、根本的な人身被害が検討されていない。</p> <p>1 - 1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」の「災害障害見舞金」規定では、身体障害1級に該当する者しか対象となっていない。</p> <p>(1) 阪神大震災では、10683人が重傷者であるが、「災害障害見舞金」の対象者は60人のみである。吉岡敏治他『集団災害医療マニュアル』の調査結果をもとに推定すると、障害1級から5級までに絞ってみると震災障害者は325名となり、$325 - 60 = 265$人は放置されたままである。</p> <p>(2) この法律の精神は、障害1級の甚大負傷者を死者に準じるものと考え</p>

	<p>ており、災害重傷者を「生者」の視点から救済するものになっていない。</p> <p>1 - 2 「被災者生活再建支援法」に、「自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費」が規定されたことは、前進である。</p> <p>(1) しかし、ここでも住宅等物的支援の付随項目であり、「支給対象世帯」は住宅損壊世帯のみである。通勤途上負傷者等が適用外になる。</p> <p>(2) 年収、年齢の要件があり、また支給額も制約がある。</p> <p>2 自然災害障害者にたいして、独自の法的支援制度が確立されるべきである。</p> <p>2 - 1 「自然災害障害給付金の支給に関する法律」を独自に確立すべきである。</p> <p>(1) 自然災害による急激な身体損傷は大きな心身の苦痛であり、その後の生活もきわめて困難になる。障害者福祉一般（障害者手帳）でカバーできない苦難があり独自の給付金が支給されるべきである。</p> <p>(2) 障害等級の該当を「1級のみ」から大幅に広げるべきである。「見舞金」も「死者の半額」という視点を払拭し、額を増額させるべきです。</p> <p>(3) 「犯罪被害給付制度」を一つの参考にして、早急に策定すべきである。</p> <p>2 - 2 「被災者生活再建支援法」の改訂を急ぐ必要がある。</p> <p>(1) 「支援法」の内容を、「自然災害負傷者支援」と「住宅等再建支援」の二項目に分けるべきである。</p> <p>(2) 支給金額も大幅に上げる（たとえば1人に付き300万円、損壊住宅数より重傷者数ははるかに小さいから、財政上の負担は相対的に小さいはずである。）</p> <p>(3) 支給に係るその他の要件（年齢、年収など）は、削除したほうが良い。</p>
27	<p>以下の点についての制度改正を強く要望いたします。</p> <p>支援対象に半壊も入れる。</p> <p>被災した住宅に関して、再建する、しないに関わらず解体撤去費用は公費でまかなう。</p> <p>住宅を再建する場合の再建費用を補助する。</p> <p>店舗・作業所等の半壊以上の被災に対して融資以外に直接の支援策を確立する。</p> <p>支援金の生活関係経費、居住関係経費の区分は撤廃し、用途制限も撤廃し、自由とする。</p> <p>支援金額の上限300万円はあまりにも小額。引き上げる。せめて500万円に。</p>
28	<p>1 住宅本体への支出を求める</p> <p>支援金の用途を、被災住宅の解体・撤去やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補償費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>2 支給要件等の緩和を求める</p> <p>支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。</p> <p>3 能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める</p>

	<p>本検討会の開始以降の大規模災害については改正法を遡及適用すべきである。</p>
29	<p>最大震度6強の烈震を記録した中越沖地震で、柏崎市においては10人の尊い命が失われ、家屋被害も全壊791棟、大規模半壊319棟、半壊1,980棟という未曾有の被害をもたらしました。</p> <p>地震発生から1ヶ月が経過し、これから市民は復興の決意をもって、まず生活の再建に立ち上がろうとしているところであります。</p> <p>このような状況の中、被災者の生活再建に対する国の支援策である、被災者生活再建支援制度に関する検討会の中間報告が出されましたので次のとおり意見書を提出いたします。</p> <p>被災者生活再建支援制度は、災害発生後のまだ混乱をしているなかで事務が進められるため、申請する被災者及び制度の説明や事務処理を行う自治体職員の負担や混乱を避けるために、まず制度の簡素化を図ることが最も肝要なことと考えます。</p> <p>また、本制度の改正にあたっては、現在既に現制度で支援の対象になっている地域にも遡及して対象とするようお願いいたします。</p> <p>以上のことを前提に、下記のとおり個別事項について意見・要望を述べさせていただきます。</p> <p>1 支援の額を増額するとともに、支援の対象経費を住宅の再建築費、購入費、補修費及び宅地の原形復旧費にも拡大すること</p> <p>中越沖地震では、全壊・大規模半壊家屋が1,000戸を超えている。また被災者のなかには高齢者も多く住宅の再建資金の調達には難しい者もいる。また、宅地について、被災により、そのままでは再建できない宅地が多くある。</p> <p>被災地域の復興・再生はまず家屋の再建が第一歩であり最重要であるので、家屋は個人財産とはいえ、支援額の増額、支援の対象経費の拡大が必要である。</p> <p>また、現制度の中では、居住関係経費の支給率は28.3%と極端に低い。これは制度が有効に被災者のために機能しているとは言えず、このためにも支援対象経費の拡大が必要と考えられる。</p> <p>2 住宅の解体経費については、100%対象にすること。また、他の土地に再建する場合、または再建することができない場合も対象にすること</p> <p>被災地域の復興のためには、まず倒壊家屋の解体・撤去が大前提であるため、他の土地に家屋再建する場合、あるいは家屋再建することができない場合などであっても、解体経費は支援の対象経費とすることが必要と考えられる。</p> <p>3 生活関係経費、居住関係経費などの区分を廃止するか運用により緩和すること</p> <p>制度の簡素化とともに、現制度では極端に低い居住関係経費の支給率を解消して被災者に有効に支援金を支給するためには、前述の対象経費の拡大と同時に経費の区分の廃止、あるいは運用での緩和が必要だと考えます。</p> <p>4 支援の対象範囲及び所得制限を緩和すること</p> <p>現制度では、大規模半壊以上が支援制度の対象となっているが、現実には</p>

	<p>地域の復興・再生のためにはより対象範囲を拡大し個人の生活再建支援をする必要があり、県及び市は独自で半壊以上を対象にした支援制度を創設している。国においてもこれに合わせて対象範囲を拡大していただきたい。また、所得制限についても緩和をし、被災住民の再建をより支援することが必要と考えられる。</p> <p>5 支援対象期間を一律37ヶ月までとすること</p> <p>本制度は、生活再建の初期段階を支援するという基本的な考えがあるということであるが、現在認められている居住関係経費と密接に関係のある生活関係経費についても37ヶ月は生活再建の初期段階と言えるのではないか。</p>
3 0	<p>1 住宅本体への支出を求める</p> <p>支援金の用途を、被災住宅の解体・撤去やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補償費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>2 支給要件等の緩和を求める</p> <p>支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。</p> <p>3 能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める</p> <p>本検討会の開始以降の大規模災害については改正法を遡及適用すべきである。</p>
3 1	<p>この制度が国の財政の枠組みの中で運用され、制約があることは承知しています。従って、首都直下型地震による大規模災害時に、この制度は適応出来ないのではないのでしょうか。「別に特例法を定める」と整理する方が現実的だと思います。</p> <p>被災者は、ある日突然、何の自己責任もないのに生活の基盤を失います。この時、「国が被災者を励まし、生活再建の希望を持たせる」ここにこの制度の目的があると思います。この立場からいくつか意見を述べさせていただきます。</p> <p>1．全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4ランクでは制度適用や義損金配分時に差が大きすぎます。そのため行政の担当者が余分な労力を費やし、被災者同士でわだかまりを残すなどの問題が生じます。従って、ランクをもっと細分化した方が良いと思います。</p> <p>2．地盤被害を支援の対象に。</p> <p>中越沖地震では広範囲に地盤被害が発生しました。地盤を無視して住宅の再建はできません。</p> <p>地盤被害を支援の対象にするよう制度改善を図ってください。</p> <p>3．住宅本体の再建支援、支援金増額（最高500万円）を実現してください。また、半壊も対象にしてください。</p> <p>生活の拠り所である住宅再建への支援は被災者に対する最大の励ましであり、この制度の神髄だと思います。</p> <p>4．店舗、作業場、農機具などの被災へ支援を。</p> <p>中越沖地震で柏崎市の中心商店街は軒並み深刻な被害を受けました。また、</p>

	<p>農家では水田の用水パイプや高額な農機具などの被害に頭を抱えています。現在の融資制度だけでは地域経済の再生は困難になっています。このまま推移すれば廃業、耕作放棄が出てきます。この分野でも制度の拡充が求められています。</p> <p>5．住宅再建できなくても、解体・撤去に支援してください。 被災者が解体・撤去の費用負担能力を失った場合でも地域再生に極力支障が出ないようにすべきです。</p> <p>6．年齢・年収要件を緩和し、わかりやすい支援制度を。 制度の難しさ・使いにくさを改善して頂きたい事と、震災による二重ローンや教育費などで多額の支出を抱える世代を支援するものです。</p>
3 2	<p>1 住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>住宅は国民の生活を支える基礎であるだけでなく、一定の社会性・公共性をもっており、それゆえ建築基準法等の公法の規制下に置かれているだけでなく、住生活基本法の制定等によりその公共性がますます高まっている。私有財産の形成に公費支出はできないとの考えも根強いが、この考えは憲法上の私有財産制度の保障の趣旨に沿うものではなく、災害復興の場面における国家の責務を果たすものとは言えない。憲法は社会権をも保障しており、国民が最低限度の生活を営むことに対して、国が一定の援助を行うことは本来的に予定されているのである。既に耐震改修、農地補助、まちづくり交付金などにより私財への公費支出が行われ、かつ十分な効果を上げていることからすれば、政策的にも合理性があると言うべきである。何よりも、住宅本体への支出を否定した場合の被災者の失望感は大きく、被災者らが本制度に寄せる大きな期待に真正面から応えるために、住宅本体への支出を認めるべきである。</p> <p>2 支給要件、支給対象等の緩和、事務の簡素化を行うべきである。</p> <p>年齢要件・収入要件等の支給要件は、要件が細かすぎて、これまでの適用災害事例でも極めて多くの不満が寄せられていた。要件を緩和した被災自治体の制度が多数制定されているのは支給要件が被災地の現実に適合していないことのあらわれである。また、支給対象も全壊世帯・大規模半壊世帯に限定せず、半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。これらの認定要件に関しては、被災の実態に合わせた段階的な判定がなされるべきであり。これら緩和策と合わせて事務簡素化を図り、被災自治体の職員らの多忙を軽減し、もって被災者らの円滑・迅速な生活再建に役立つ実用的な制度に改めるべきである。</p> <p>3 被災者生活再建支援法の改正法を2007年3月1日以降に発生した自然災害に対して遡及的に適用するべきである。</p> <p>検討会が開始された3月1日以降、能登半島地震、台風第4号被害、新潟県に中越沖地震が立て続けに発生した。その被害はいずれも甚大で、被災者は過酷な状況を強いられている。この被害状況を救済・支援することは、制度の目的に沿うし、国民の理解も得られるはずである。検討会開始後までの適用であれば、公平性を損なうこともなく、財政的にも十分に実現可能な規</p>

模である。よって、改正法の遡及適用をすべきである。

3 3

私たちは、阪神・淡路大震災の発生直後から全国の労働組合、民主団体、市民団体、婦人団体、弁護士、医師、大学教授など多くの方々と力をあわせ、被災者の生活再建、公的支援（個人補償）、とりわけ住宅・店舗の再建への500万円の支給を求めて運動を進めてきました。

今回、検討会の「中間報告」として発表された内容の【趣旨・利点】は、この間、私たちが求めてきた内容と一致するものが多く盛り込まれており、貴検討会の見識、ご努力に意を表するものです。

阪神・淡路大震災は、今まで経験したことのない「自然災害」でしたが、その後の復旧・復興の過程での「人災」被害も大きかったといえます。住民への公的支援を拒否され、融資一辺倒で対応されたこと、インフラ整備、住民のコミュニティを無視した「街作り」に偏重されたことなどの失敗が、庶民の暮らしや営業の再生を困難にし、多くの「孤独死」が生まれるなどの悲惨な事態を招きました。そして12年半たった今でも、少なくない住民がもとの生活に戻れない状態で放置されています。

当時、公的支援（直接給付）がなかったため、担保不要、連帯保証人のみで借り受けられる災害弔慰金法に基づく「災害援護資金」に56,473人が殺到し、1,309億円が貸し付けられました。この「援護資金」の返済については、5年の返済猶予期間、その後の5年間での返済となっていました。そのままならず、緊急避難的措置として生活実態に即して返済する「少額償還制度」が設けられました。現在でも、150万円から350万円の借り入れをした方が、月々、500円、1,000円返済を続けるなど、13,220人が返済に追われています。この間、借受本人死亡者は3,000人を超え、自己破産者約2,700人となるなど、連帯保証人を巻き込んだ悲劇が続いています。

主として業者を対象とした緊急災害復旧資金融資は、33,551件、4,222億円が貸し付けられました。その代位弁済が4,510件(13.4%)になるなど、融資一辺倒の支援策の歪み、欠陥が被災者を苦しめています。このほか、住宅再建の為に住宅ローンをはじめ、数多く設けられた融資の返済行き詰まりが極めて憂慮されています。

被災者が初期から求めていた「住宅・店舗の再建に500万円の支給」が実現できていれば、上記の事態が生まれていなかったことは容易に想像されます。このことは鳥取県西部地震への鳥取県の対応、経過から見ても明らかなことと思います。

今回の「中間報告」の各項目の【指摘される問題点】で、「個人財産形成に公費使用」が問題視されていますが、国の農業に関わる助成、バブル崩壊時の金融機関への公的支援法から考えれば整合性はありません。さらに災害時に於ける住宅再建の公共性が政府の検討会で認められるなど、「個人財産形成問題」は住宅本体建設への適用を拒否する理由にはあたりません。

危犠的な国家財政については理解しますが、国民の安全と安心を守るという第一の国の責務に財政措置を優先するのは当たり前です。

仮に現状の被災者生活再建支援制度で、大都市が大きな自然災害に見舞われた場合、どの様な事態を生み出すか、現状でも各被災地で共通して多くの

不満が鬱積している状態であり、東海、東南海、南海、首都圏直下型地震などが発生した場合には、とてつもなく大きいエネルギーに上って、制度改善が求められることは必至です。

後手、後手の対策ではなく、先を見越して被災者生活再建支援制度の抜本的な見直しが求められており、貴検討会として以下のような内容を中心に盛り込んだ報告書となることを強く望みます。

記

- 1・住宅・店舗再建に適用し、最高500万円（生活関連経費100万円・住宅・店舗再建経費400万円）支給とすること。
- 2・支給条件の年齢条件を撤廃し、年収条件も1,000万円以下とするなど大幅に緩和すること。
- 3・支給対象を全壊（全焼）、大規模半壊に限定せず、半壊（半焼）など、再建も補修するすべての被災者に適用すること。
- 4・生活関連経費の用途制限を撤廃すること。
- 5・改正される被災者生活再建支援制度は、能登半島地震、中越沖地震被災者に遡及して適用すること。
- 6・高齢者などすべての被災者にわかりやすい、使いやすい制度に簡素化すること。

3 4 憲法という視点から見た被災者生活再建支援制度
（被災者支援に憲法を生かす努力を）

これまで政府は、「個人補償否定論」をタテに、被災者支援制度の拡大を最小限のモノにしようとしてきた。本来的には、憲法は国民の自由・権利を保障するために存在しているはずであるのに、被災者支援制度のあり方をめぐる議論においては、むしろ国民の自由・権利を限定する方向に作用している。憲法がこのように使われていること自体が、国民にとっての最大の悲劇ではないのか。

（憲法と支援制度の関係）

憲法は、被災者支援法制の中で最高位に位置する法規範であり、支援制度の「指針」を提示している。憲法解釈の中から原理・原則を抽出することによって、支援制度の指針となり、支援制度の将来的な方向性・課題を示してくれる。いってみれば憲法は、支援制度にとっての「灯台」としての役割を担っているのである。

（支援制度の大原則としての個人の尊重・自己決定権）

支援制度の総則的な「指針」となるのが、憲法13条から導き出される「個人の尊重」「自己決定権」である。個人の尊重からは、自立した個人についてはその自己決定・自己責任に基づく営みを最大限に尊重すると同時に、他方、自立できない個人について自立できるところまで国が生活配慮を行うという「指針」が導き出される。また、個人の尊重は、「被災者支援政策（ひいては防災政策）の主人公は住民である」という、支援制度のあり方を考える際の原点を示してくれる。そこからは、支援制度の意思決定プロセスへの住民参加保障といった「指針」が導き出される。

また、自己決定権の実質的確保という視点からは、被災者それぞれの「災

	<p>害復興ストーリー」に即した支援メニューの整備（被災者ニーズの把握や支援メニューの多様性の確保）が「指針」として要請されることになる。 （支援制度は憲法上のどのような価値を追求しているのか） これがはっきりしないとこれからの支援制度のビジョンも見えてこない。具体的にいえば、生存権の実現を目指した「社会国家的な配慮に基づいた制度」なのか、私有財産制を前提とした「自助を促進する制度」なのかははっきりしていない。支援制度の設計にあたっては、憲法上の消極的な根拠付けである「個人補償否定論」を意識しすぎてしまい、積極的な根拠付けを怠ってしまっている嫌いがある。</p>
3 5	<p>国民のために検討会を開催いただきありがとうございます。私の実家は■■■■集中豪雨で■■■■床上浸水を受け、土壁が全部剥がれ落ち、骨格も痛んで「半壊」の認定を受けました。私は■■■■を離れており、70歳代の母親が一人暮らしでした。母は別棟の2階に避難して生命は無事でしたがとても母屋はとても補修して住める状態ではなくなり、仕方なく母は、老後資金に備えてあった何1,000万円かを取り崩して住宅の新築をしました。残念ながら行政からはわずかな見舞金（数万円）以外、何も支給いただけませんでした。実家は幸運にも水害でも支給される保険に入っていたこと、またはいくぶんか貯蓄があったから良かったのですが、もしもそういう条件に恵まれない家庭であったら、生活の基盤である住宅を失うところでした。このたび、被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告に対してパブリックコメントを募集しておられるということで、実家のように多大な困難に直面した被災者の方々が、何とか復旧・復興をスムーズに進めることができるように、被災者の家族としての体験を踏まえて要望いたします。具体的には次のような点を考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるべきです。 2 支出要件を大幅に緩和すべきです。被災者の年齢や収入による制限を緩和し、さらに半壊家屋についても補修・建て替えの際に支給をお願いします。 3 今年3月に発生した能登半島地震以後の自然災害による被災者に対してもさかのぼって適用すべきです。
3 6	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 支援金を住宅再建に使ってもいいようにすべきです 2 . 多くの被災者に支援金が見えるようにすべきです 3 . 支援金の用途はあまり制限しないようにすべきです
3 7	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅本体への支出を求める 支援金の使途を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。 2 支出対象の弾力化を求める 居住関係費の支出対象を、全壊住宅の補修費用、事業用の店舗・作業所・倉庫、賃貸住宅の賃貸人、地盤修復費などにも広げ、生活関係費の使途を限

ますが、インフラ整備、鉄とコンクリートの「街作り」に偏重し、公的支援拒否、融資一辺倒、被災者に冷たい復旧、復興施策は、まちの再生を困難にし、多くの「孤独死」など悲惨な事態を産み出しましたが、いまもなお、少なくない被災者を苦しめています。

公的支援（直接給付）がなかったが為に、所得の低い被災者は生き抜くために、担保不要、連帯保証人のみで借り受けられる災害甲慰金法に基づく「災害援護資金」に56,473人が殺到し、1,309億円が貸し付けられました。

5年の返済猶予期間、その後の5年間での返済ができず、緊急避難的措置として生活実態に即して返済する「少額償還制度」が設けられましたが、150万円から350万円の借り入れで、月々、500円、1,000円返済など、現在でも13,220人が返済に追われています。

この間、借受本人死亡者は3,000人を超え、自己破産者約2,700人となるなど、連帯保証人を巻き込んだ悲劇が続いています。

主として業者を対象とした緊急災害復旧資金融資は、33,551件、4,222億円が貸し付けられましたが、代位弁済が4,510件(13.4%)になるなど、融資一辺倒の支援策の歪み、欠陥が被災者を苦しめています。この他、住宅再建の為に住宅ローンをはじめ、数多く設けられた融資の返済行き詰まりが極めて憂慮されています。

被災者が初期から求めていた住宅・店舗の再建に500万円支給が実現していたら、このような事態は生まれていなかったことは容易に想像されます。このことは鳥取県西部地震への鳥取県の対応、経過から見ても明らかなことと思います。

今回の「中間報告」の各項目の【指摘される問題点】で、「個人財産形成に公費使用」が問題視されていますが、これは財務省など一部の官僚の言い逃れに等しく、国の農業に関わる助成、あるいはバブルがはじけた際の金融機関に数10兆円にも及ぶ救済はどう位置づけられるのか、一方、災害時に於ける住宅再建の公共性が政府の検討会で認められるなど、最早、「個人財産形成問題」によって住宅本体建設への適用拒否などは、どこにもその整合性はありません。

また、国家財政についての危惧も多く出されていますが、確かに赤字国債800兆円など極めて深刻な事態であることを否定するものではありませんが、国民の立場から見れば膨大な無駄遣いに眼をそむけて、切実な要求を切り捨てることには到底同意できるものではありません。

無駄な公共事業、談合、軍事費、政党助成金、アメリカへの思いやり予算、米軍基地のグアム移転費用負担などなど、無駄を省くことによる年次計画と耐震強化策の普及などで、自然大災害における被災者支援に備えることは十分に可能です。

仮に現状の被災者生活再建支援制度で、大都市が大きな自然災害に見舞われた場合、どのような事態を生み出すか、現状でも各被災地で共通して多くの不満が鬱積している状態であり、東海、東南海、南海、首都圏直下型地震などが発生した場合には、とてつもなく大きいエネルギーによって、制度改善が求められることは必至です。

後手、後手の対策ではなく、先を見越して被災者生活再建支援制度の抜本

的な見直しが求められており、貴検討会として以下のような内容を中心に盛り込んだ報告書となることを強く望みます。

記

- 1．住宅・店舗再建に適用し、最高500万円（生活関連経費100万円・住宅・店舗再建経費400万円）支給とすること。
- 2．支給条件の年齢条件を撤廃し、年収条件も1,000万円以下とするなど大幅に緩和すること。
- 3．支給対象を全壊（全焼）、大規模半壊に限定せず、半壊（半焼）など、再建、補修するすべての被災者に適用すること。
- 4．生活関連経費の用途制限を撤廃すること。
- 5．高齢者などすべての被災者にわかりやすい、使いやすい制度に簡素化すること。

39 過日、発表されました被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告（案）に対し、阪神・淡路大震災に関わった - 人として、以下のように意見を表明致します。

中間報告（案）は、現状と趣旨・利点、指摘される問題点、の両論併記となっていますが、『趣旨・利点』が多岐にわたって述べられており、検討会での議論に敬意を表するものです。

その中の、3．制度改正の選択肢と課題で取り上げられている趣旨・利点の多くは、阪神・淡路大震災直後から、被災者の切実な願い、要求として12年余に渡って要望し続けているものです。

ご存知のように阪神・淡路大震災直後には、被災者に対する直接現金給付は一切なく、それ故に、住宅再建も営業再建も暮らし再建もままならず、元の住み慣れたまちに帰れず、遠く離れた災害公営住宅入居など、まちの復興を大きく遅らせました。

融資一辺倒の被災者支援策は、多くの悲惨な状況を作り出し、12年半後のいまも被災者に多くの困難に直面しています。

被災直後から貸し付けられた災害弔慰金法に基づく災害援護資金は、56,473人が1,309億円を借り受け、法定期限の10年を過ぎても261億円が未償還となっています。

150万円借り入れで月々500円の少額償還などの困難とともに、この間の自己破産は約2,700件(4.8%)、借受人死亡は3,000人(5.3%)を超え、緊急復旧資金貸付件数33,551件の内、代位弁済が4,510件(13.4%)となっていますが、この他の住宅ローンなど各種融資は同様の経過を辿っていると思われます。

阪神・淡路大震災発生から12年半、この間、1998年に被災者生活再建支援法が作られ、2004年に改正されましたが、住宅本体建設に適用されないばかりか、支給金額も低く、その上、厳しい支給基準などから、わずかばかりの恩恵を受けられる人も限定されており、被災地を中心に多くの批判が出されています。

『指摘される問題点』として、私有財産制度、個人財産形成と国家財政の問題があげられていますが、私有財産制度、個人財産形成問題は、財務省や財界など一部の少数意見に過ぎず、また、農業などへの助成策やバブル崩壊

時の金融機関救済に数10兆円にも及ぶ公的支援など、論理的にも実践的にも破綻しており、また、国民世論にも明確に背を向けたものです。

このことは阪神・淡路大震災以来一貫したもので、国民レベルで反対の声は耳にすることはありません。

阪神で公的支援実現の是非を問うた住民投票は、89万票が投じられ98%は公的支援を行えとの意見であり、また、公的支援を訴えるアピールに全国の大学学長、弁護士、医師など著名人の多くが賛同されました。

阪神・淡路大震災発生から12年半、この間に自然災害に直面した全ての被災地から、公的支援拡充を求める声が上げられており、多くの自治体や日弁連など多くの団体からも改善を求める意見書などが提出されており、このことの持つ意味は極めて重いものと考えます。

阪神から公的支援実現を求めた要求に「私有財産制度」を理由に公的支援を拒否しながら、私有財産制度の本山たる金融機関、ノンバンク救済に数10兆円の公的支援を行った暴挙、この事の言い訳に、対象を絞ってわずかばかりの支援金の被災者生活支援法では許されず、この事によってどれだけ多くの被災者が苦しまなければならなかったか、私にはこの恨みは消えることはありません。

財政問題は、無駄な公共事業、軍事費、談合、政党助成金、アメリカ軍への思いやり予算、基地撤去など、国民の目から見れば無駄と思われる問題は山ほどあり、それらの無駄を排することが、財政問題を論ずる大前提と考えます。

この事を抜きにして財政問題を云々することは国民を欺くことになりません。

一日も早く、住宅本体建設への適用、支給金額を500万円に引き上げ、収入、年齢など支給

基準の撤廃とともに、新たに店舗再建にも拡大して適用するとともに、能登半島地震、中越沖地震被災者への遡及適用など、すべての被災者が住宅・店舗再建、暮らし再建へ希望を持って第一歩が踏み出すことができるように、そして使いやすい被災者生活再建支援制度に改正されることを強く望みます。

40

「被災者生活再建支援制度」は、阪神淡路大震災を契機に超党派の運動でつくられました。しかし、「検討会」で支援金の低い支給率が明らかにされたように、被災者にとって真に生活再建に役立つ制度となっていません。今回の「被災者生活再建支援制度」の見直しにあたっては、被災者が生活再建意欲を高め、地域と生活の復興に資する公的支援制度として確立することが大事です。

以上の立場から「被災者生活再建支援制度」見直しにあたっては下記の点について改善をつよく求めます。

記

- 1．住宅本体に適用すること。
- 2．支給金額を大幅に引上げること。少なくとも500万円に引上げること。
- 3．収入、年齢など支給基準を撤廃すること。

	<p>4 . 店舗付き住宅にも適用を拡大すること。 5 . 一部損壊、床上浸水にも適用を拡大すること。 6 . わかりやすく、使いやすい制度にすること。 7 . 迅速に適用・運用すること。</p>
<p>4 1</p>	<p>被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告に対し意見を表明します。</p> <p>中間報告の「3 制度改正の選択肢と課題」で取り上げられている「趣旨・利点」の多くは阪神・淡路大震災直後から被災地、被災者の切実な願い、要求として要望し続けているものであり、盛り込まれたことに敬意を表するとともに、その実現をつよく期待するものです。</p> <p>阪神・淡路大震災直後には、被災者の生活再建のための現金給付はなく、住み慣れた街での暮らし・住宅・営業再建はおろか、遠く離れた仮設住宅や災害公営住宅への抽選入居などにより、コミュニティも断ち切られるなど被災者と街の復興を大きく遅らせました。</p> <p>災害援護資金等融資中心の支援策は法定返済期限の10年を過ぎた12年目のいまもなお返済を求められ、呻吟している被災者は少なくありません。</p> <p>こうした阪神・淡路大震災被災地の深刻な実情と大きな世論・運動を背景に1998年に被災者生活再建支援法が作られ、2004年に改正されましたが、住宅本体建設に適用されないばかりか、低い支給金額、年齢・所得制限等厳しい適用要件にたいし、その後の自然災害被災地からも多くの批判が出されており、その後の災害においては鳥取県をはじめ被災自治体が独自に支援策を拡大しています。</p> <p>「住宅」は暮らし、医療、福祉をはじめ街づくりの土台です。とくに高齢被災者にとっては元の場所に住みつづけることが切実な願いです。</p> <p>被災者生活再建支援法見直しにあたって以下の改善をつよく求めます。</p> <p>住宅本体に適用すること。 支給金額を500万円に引き上げること。 収入、年齢など支給基準を撤廃すること。 店舗再建にも適用を拡大すること。 - 部損壊、床上浸水にも適用を拡大すること。 「全壊10世帯/100世帯」の適用災害規模要件を撤廃し、すべての被災区域に適用すること。 わかりやすく、使いやすく制度にすること。 迅速に適用・運用すること。 すべての被災者が暮らし再建へ希望を持って踏み出すことができるように改正されることを強く望みます。</p>
<p>4 2</p>	<p>1 . 両論併記を乗り越えてより踏み込んだ内容に 「3 . 制度改正の選択肢と課題」には、大小35項目にわたって「現状」「趣旨・利点」「指摘される問題点」がまとめられていますので、「現状と課題」はよく理解できます。しかし、「2 . 制度見直しの基本的考え方 (2) 制度見直しで目指すべき方向」に述べられている内容との関連が、いまひと</p>

つ不明確ではないでしょうか。「大小35項目」にはすべて両論併記がされていて、「制度見直しで目指すべき方向」の具体化がいまだなされていないからではないでしょうか。

2. 「制度見直しの基本的考え方」に沿って具体化を

「制度見直しで目指すべき方向」は、下記の4点にまとめられています。

被災者から見て分りやすく、被災者の自立意識、生活再建意欲を高める制度に

被災者に対して支援の気持ちがストレートに伝わるような制度に

非常体制となっている被災自治体に過重な事務負担を掛けない制度に

全体としての公費負担低減に寄与する制度に

住宅再建支援策を確立することこそ、これらの方向に沿うことになると思われます。

一例を申し上げます。

住宅の応急修理・・・・・・・・・・50万円 災害救助法

仮設住宅・・・・・・・・・・300～400万円 災害救助法

復興公営住宅・・・・・・・・1500万円～2700万円 公営住宅法

「復興公営住宅」の1戸あたりの費用については、通常1500万円という数字が使用されていますが、兵庫県は2700万円（土地購入代を含む）という数字を自然災害議連の会議や兵庫県発行の「復興誌」で使用しています。

これらは、現行制度で支出される住宅に関する費用の中心だと思えます。住宅再建支援策があれば、仮設住宅 復興公営住宅に入らなくても元の場所で再建できて、そして、「被災者に対して支援の気持ちがストレートに伝わるような制度に」なると思われます。災害救助法や公営住宅法、そして被災者生活再建支援法と各制度があちこちの法律の中にパッチワーク的にあるものですから、今回の改正作業の中で、被災者生活再建支援法の中に住宅再建に関する他の法律の条項を移してはどうかと思えます。

従来、自然災害議連や旧国土庁の検討委員会での議論の中でも阪神・淡路大震災で仮設住宅や復興公営住宅に膨大な支出をしているのであるから、今後、住宅再建支援策を確立しておいた方がトータルに見れば公費の支出減になるのではないかと、という意見が、繰り返し表明されていたことを記憶しています。

例えば、被害規模のよく似た二つの地震後の仮設住宅と復興公営住宅(能登は未定)の建設戸数を比較すると、鳥取の方は、地震から11日目の300万円の住宅再建支援策が奏功して、仮設住宅と復興公営住宅の建設戸数を抑えることができたと言えます(片山善博・前鳥取県知事談など)。

	鳥取県西部地震(鳥取県分)	能登半島地震
全壊	391棟	590棟
半壊	2472棟	1170棟
一部損壊	13195棟	10278棟
住宅支援策	300万円	100万円
仮設住宅	28戸	334戸
復興公営住宅	26戸(町村営)	現在、検討中

1995年の阪神・淡路大震災以降の自然災害で、住宅の応急修理、仮設住

	<p>宅の建設、復興公営住宅の建設、災害援護資金劇 住宅再建支援策の有無、金額などの件数又は戸数と金額のデータが整理されれば「全体としての公費負担低減に寄与する制度に」ということが実証されると思われま</p> <p>3. 制度見直しの具体的内容</p> <p>制度見直しにあたっては、以下の内容を盛り込んで下さい。</p> <p>(1) 住宅本体はもちろんのこと、店舗も併せて対象にすること。</p> <p>(2) 生活関係経費と居住関係経費等の区分を撤廃し、当面500万円に引き上げること。</p> <p>(3) 収入・年齢制限の撤廃など支給条件を緩和すること。</p> <p>(4) 支給対象災害・世帯をいっそう拡大すること。</p> <p>(5) 今回の改正にあたっては、2007年3月の能登半島地震災害に遡及適用するとともに、2004年10月の新潟中越地震以降の自然災害に対しても同等の措置をとるようにすること。</p>
4 3	<p>1 住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>住宅は、国民の生活を支える基礎であるだけでなく、一定の社会性・公共性をもっており、それゆえ建築基準法等の公法の規制下に置かれているだけでなく、住生活基本法の制定等によりその公共性がますます高まっているのである。私有財産の形成に公費支出はできないとの考えも根強いが、この考えは憲法上の私有財産制度の保障の趣旨に沿うものではなく、災害復興の場面における国家の責務を果たすものとは言えない。既に耐震改修、農地補助、まちづくり交付金などにより私財への公費支出が行われ、かつ十分な効果を上げていることからすれば、政策的にも合理性があると言うべきである。何よりも、住宅本体への支出を否定した場合の被災者の失望感は大きく、被災者らが本制度に寄せる大きな期待に真正面から応えるために、住宅本体への支出を認めるべきである。</p> <p>2 支給要件、支給対象等の緩和、事務の簡素化を行うべきである。</p> <p>年齢要件・収入要件等の支給要件は、要件が細かすぎて、これまでの適用災害事例でも極めて多くの不満が寄せられていた。要件を緩和した被災自治体の横出し制度が多数制定されているのは、支給要件が被災地の現実に適合していないことのあらわれである。</p> <p>また、支給対象も全壊世帯・大規模半壊世帯に限定せず、半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。これら緩和策と合わせて事務簡素化を図り、被災自治体の職員らの多忙を軽減し、もって被災者らの円滑・迅速な生活再建に役立つ実用的な制度に改めるべきである。</p> <p>3 被災者生活再建支援法の改正法を同法成立以降に発生した自然災害に対して遡及的に適用するべきである。</p> <p>検討会が開始された3月1日以降でも、能登半島地震、台風第4号被害、新潟県中越沖地震が立て続けに発生した。その被害はいずれも甚大で、被災者は過酷な状況を強いられている。この被害状況を救済・支援することは、制度の目的に沿うし、国民の理解も得られるはずである。検討会開始後までの適用であれば、公平性を損なうこともなく、財政的にも十分に実現可能な</p>

	<p>規模である。よって、改正法については、可及的に広く遡及適用をすべきである。</p>
<p>4 4</p>	<p>「命が助かったと喜んでいたら、もう二重ローンを払っていけない」「生活は復興せず苦しくなるばかりだ」。大震災から12年余、阪神・淡路では今もこうした声が絶えない。兵庫県内の自殺は、震災前とくらべ10年間で4倍、自営業者の自殺も2.5倍に急増している。災害復興公営住宅では昨年1年間に孤独死が66人にのぼる。県の「専門委員会」も「復興公営住宅では今後、いわば『多死社会』が現出する」と懸念している。家賃滞納による被災者の追い出しも深刻である。災害援護資金の返済にもあえいでいる。さらに家賃の震災特別減免、災害復旧融資・返済据置の打ち切りなどが追い打ちをかけている。被災者は、震災で失った生活基盤を回復できないまま放置され、生存権をおびやかされてきた。</p> <p>支援法は、阪神・淡路の被災者に対する公的支援実現を求める世論と運動のなかで成立した。その後、住居対策として全壊家屋の解体・撤去や家賃補助などが追加されてきたが、支援対象や経費の範囲が極めて狭く制限され、支給限度額が低く抑えられているため、限られた被災者しか支援されないばかりか、再建にはほど遠いというのが実態である。</p> <p>兵庫県では4年の台風23号被害で初めて支援法が適用された。しかし、支給金額は1世帯平均わずか60万円であり、豊岡市の台風被災者アンケート(05年8月)でも「所得制限のため貰えない」「基準が厳しすぎる」「支援が少ない」などの声が数多く寄せられた。</p> <p>国の責任で被災者の最低限の生活基盤を回復し、すべての被災者の自立(再建)を支援することを目的とした支援法に改正案すべきだ。(1)当面の生活維持への支援とともに、住まいの再建を支援対象とし、支給額を引き上げる(2)地域経済とコミュニティの担い手である中小商工業者の事業の再建や商店街の復興も支援対象とする(3)従来の支援策を見直すきっかけとなり、現に支援が求められている阪神・淡路大震災被災者をはじめ、この間に発生した災害被災者に対しても支援措置を講じる(4)被災者の自立にとって大きな障害となっている既存ローンの負担を軽減する(5)三宅島噴火災害のような長期の避難生活という事態も支援対象とする などの改善をはかるべきだ。年収要件の見直しや被災住宅の改修・建て替えなど実効ある支援制度とすべきである。</p>
<p>4 5</p>	<p>支援制度においては、半壊以上の世帯について、支援の対象となっております。住宅の被害の状況は全壊、大規模半壊、半壊の世帯、その下に一部損壊があります。この判定基準は、点数によって定められており、20点以上が半壊となります。</p> <p>そのため、1点から19点までの幅広い世帯が一部損壊扱いとされます。一部損壊の方は、罹災証明は発行されますが、その他の支援制度上で受けられる支援は皆無の状態です。被害の点数が1、2点足りないだけの一部損壊の方に対しても、生活に係る支援をお願いします。</p> <p>また、支援の対象世帯についても所得要件や年齢要件などいろいろな縛り</p>

	<p>を掛けることは、非常時において複雑な制度に対応できないと思われるので、簡単明瞭な制度にしていただきたい。</p>
4 6	<p>震災や災害による廃棄物は、膨大な量となり、また処理費用は莫大な金額となります。</p> <p>地方の1自治体でこの処理を行うには、財政に多大の負担が生じます。また、崩れかけた家屋をそのままにして置くこともできません。「美しい国土・国」であるためにもこの処理は、国に於いて行っていただきたいと思えます。</p> <p>何もなくても地方は過疎化、少子高齢化で苦しい財政運営を迫られています。</p> <p>是非ともよろしく申し上げます。</p>
4 7	<p>1 住宅本体への支出を求める 支援金の使途を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>2 支給要件等の緩和を求める 支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。</p> <p>3 能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める 本検討会の開始以降の大規模災害については改正法を遡及適用すべきである。</p>
4 8	<p>なによりも、住宅本体にかかる費用に対して、制度が使えるように、ぜひ改善してください。それに見合うよう、金額の引き上げをしてください。また、年収などの支給要件を緩和してください。</p> <p>被災者の生活、なかでも住宅の再建こそほんとうの復興だということが身にしみています。</p>
4 9	<p>地震、津波、台風などの気象災害による被害に対して、個人所有の住宅を再建、中小業者・零細事業者の経営の拠点の再建のための支援が必要です。</p> <p>これに、一定程度の金額。居住地・営業地の面積を換算する必要があると思いますが、数百万単位での支援ができる制度が必要だと思います。</p> <p>所得制限も、基本的になしにすべきです。</p> <p>また、災害が発生してから、その規模を迅速に判断して、早期に適応するようにするしくみが必要です。</p>
5 0	<p>1 住宅本体への支出を求める 支援金の使途は、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。住宅本体の再建に政府が支援することには「私有財産形成につながり不可能」とする論があるが、被災者の生活再建の遅れは都市</p>

	<p>部においては被災地域の経済システムの回復を困難にすることはすでに阪神・淡路大震災で確認された。地方部においては加えて被災地域そのものの存続を困難にする。この要求の実施は被災地域の担税力の速やかな回復を可能ならしめる。</p> <p>2 支出対象の弾力化を求める 居住関係費の支出対象を、全壊住宅の補修費用、事業用の店舗・作業所・倉庫、賃貸住宅の賃貸人、地盤修復費などにも広げ、生活関係費の用途を限定せず被災者の自律的判断に委ねるべきである。被災農耕地には高い補助率の支援策があるが、被災した店舗、作業所等にはそれに対応する支援策がない。被災地域の経済システムの回復を図るためにこの要求は有効である。この要求の実施は被災地域の担税力の速やかな回復を可能ならしめる。</p> <p>3 支給要件等の緩和を求める 支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。</p> <p>4 支給額の引き上げと財源の確保を求める 支給額の上限を500万円程度に引き上げる。</p> <p>5 首都直下地震を想定した検討と区別を求める 首都直下地震のような超大規模被害のフィージビリティを考慮して制度の改善が先送りになることは妥当ではない。人口・経済生産・資本集中等で見ると首都圏と地方の隔たりはすでに余りに大きく、日本全国の災害に一つの災害支援策で有効な対応は最早できない。首都直下地震については、上限額の設定、国主導の特措法の策定などを検討し、他地域については一刻も早く改正を行うべきである。</p> <p>6 能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める 本検討会の開始以降の大規模災害については改正法を遡及適用すべきである。</p>
5 1	<p>過去の地震・台風などの被害に対する支援が、非常に物足りないものであると感じています。国民の安全を守るのは国の使命ですし、憲法でうたわれている生存権の観点からも、より進んだ支援を望みます。</p> <p>具体的には、下記に記します。</p> <p>1 住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるべきです。</p> <p>2 支出要件を大幅に緩和すべきです。</p> <p>3 今年3月に発生した能登半島地震以後の自然災害による被災者に対してもさかのぼって適用すべきです。</p>
5 2	<p>1 住宅本体への支出を求める 支援金の用途を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>2 支出対象の弾力化を求める 居住関係費の支出対象を、全壊住宅の補修費用、事業用の店舗・作業所・倉庫、賃貸住宅の賃貸人、地盤修復費などにも広げ、生活関係費の用途を限</p>

	<p>定せず被災者の自律的判断に委ねるべきである。</p> <p>3 支給要件等の緩和を求める 支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。</p> <p>4 支給事務の簡素化を求める 支援金支給の手続き、被害程度の判定手続き、要提出書類の範囲等を簡素化すべきである。</p> <p>5 被災自治体の裁量権の拡大を求める 被災自治体が適用要件や支給基準の細目、事務処理方法等について被災自治体の裁量権を大幅に認めるべきである。</p> <p>6 支給額の引き上げと財源の確保を求める 基本的には全額支給とするべきであるが、当面は支給額の上限を500万円程度に引き上げるとともに、財源となる基金を満額（600億円）に充実させ、国の予算（平成19年度予算額3.1億円）も基金規模に見合ったレベルを確保（または基金への国の拠出）すべきである。なお、財源は庶民増税ではなくて、大企業・高額所得者に対して求めるべきである。</p> <p>7 首都直下地震を想定した検討と区別を求める 首都直下地震のような超大規模被害のフィージビリティを考慮して制度の改善が先送りになることは相当でなく、首都直下地震については、上限額の設定、国主導の特措法の策定などを検討し、他地域については一刻も早く改正行うべきである。</p> <p>8 能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める 本検討会の開始以降の大規模災害については改正法を遡及適用すべきである。</p>
53	<p>私は、弁護士でも、学者でもありません。普通の市民です。</p> <p>阪神淡路大震災の被災地の市民です。あの時、全国の方々から支援を受けた者の一人です。感謝を何らかの形で、示し、表そうとし、その後の自然災害地に赴いている市民の一人です。</p> <p>私たちは、"あの時"にも色々と救いの手を求めました。しかし、"壁"に阻まれ、実現されませんでした。その結果、被害が拡大したと思っています。つまりこれは、人災だと言っても、過言ではありません。その為、とてもいたたまれない気持ちで過ごしてきました。</p> <p>一方、新潟や能登などの大地震被災者の方々は、『神戸の皆さんの（被災した）お陰で、こうやって沢山の方々がボランティアさんとして駆けつけていただき、感謝していますよ。』異口同音に語っています。</p> <p>ところが、行政の対処についてはどうでしょうか？相変わらず、旧態依然ではないでしょうか。</p> <p>市民レベルでの拙い視方で、表現ですが、是非共、改正へ盛り込んでください。</p> <p>繰り返しますが、一小市民ですので、高尚な字句や表現は出来ません。普通の表現ですが、心の底から、訴えます。</p> <p>仮設住宅には、二重ドアが必要です。</p>

現在建設完了し、引き渡している仮設住宅を二重ドアにしてください。

能登や中越沖地震でボランティア活動を展開する間に、仮設住宅を数箇所見てきましたが、相変わらずだと思いました。12年前、3年前の状態と同じです。何とか二重ドアにしてあげることが出来ないのでしょうか？

仮設とは言いながら、それはまるで、コンテナをつなげただけのように見える（失礼）住宅とも思えないような代物です。

仮設ながらも、人が住み・憩いそして、復興への足がかりとなる『場』ですから、せめて、出入口部分を公費で、二重にしてあげる手立てを講じてあげてください。

降雪の時期を待たずして、普段から必要です。例えば、降雨時期においても、必要です。

また入室してすぐの所に、靴を脱がないといけないのであれば、何かしら落ち着かないようにも感じるのは私だけでは無いと思います。またそこは、台所の近くで、流し台が設置されています。衛生上においても好ましくありません。

仮設でも住宅に必要な仕組みですので、一体化した物・附随した物とお考えいただけないでしょうか？

仮設住宅建設よりも、優先すべきこと

阪神のときとは異なり、能登や中越地方では、人々の住宅の敷地は広く、家屋が倒壊しても、敷地内にはなお、余地があります。本来なら、その地に仮設住宅を建設して欲しいのです。悲しくも全壊した家屋ならば、その地に仮設住宅を建設して欲しいのです。

もっと言えば、仮設住宅建設並びに解体経費を現金給付して欲しいのです。仮設住宅建設に要する経費を個人が自己家屋建設或いは修復の一部に充当できれば、効率的で、環境にも優しいのではないかと思います。仮設住宅ならば、短期間で、解体される運命ですが、自宅敷地内に建設した場合は、長期的に居住することが可能です。自己家屋建設に充当できれば、もっと長期的に居住することに耐えることが可能です。

所得制限の撤廃は、復興への近道。

何故、所得制限を設定するのですか？高額所得の方が、元の地に留まり、一日も早く復興することが出来れば、そのことは即ち、その地の税収入も増加し、復興へのスピードアップすることにもつながります。高額所得者とは、かつての高額納税者を指しませんか？今まで納税していた方を裏切り・見捨てて・今後の納税意欲をそぐのですか？

被害の程度で、その後の救済制限を行わないで下さい。

大規模全壊ではなくても、半壊判定であっても、それは非日常の世界に押し込められています。そこから脱出し、元の日常的な生活に戻ることは、非常に困難です。必要な経費には、大差ありません。

5 4

1．本報告は「被災者生活再建支援制度見直しの方向性について」と題されており、その方向性については、2「制度見直しの基本的考え方」(1)「本制度の存在意義」(2)「制度見直しで目指すべき方向」で述べられている。しかし、その基本的な考え方がどういうものか、あまり明確になっていない

ように思われる。したがって、この点の議論をもっと深めるべきである。以下、いくつかの点を指摘する。

2．阪神・淡路大震災で強く感じたことは、自然の脅威の前で人間の存在はいかに弱いものか、ということであった（まさに人間はひとくきの葦にすぎなかった）。しかし、だからこそ人間は社会を構成し、自らの生存を護ろうとするのであろう。震災で見出したのは地域社会の重要性であった。

3．国家の役割（の1つ）は、被災した人々や地域社会に必要な支援を与えることである。すなわち、国家は被災者に支援を行うための有効な道具ないし手段なのである。そのために市民は国家に税金を支払っているのである。この点の認識は、今後の日本国の進む方向とも関わって、きわめて重要である（軍事国家ではなく災害支援国家！）。

4．震災等の大災害に直面して、その社会の諸問題が露呈する。阪神・淡路大震災においても、そうした社会の不備のために多くの人々が苦しんだ。そうした不備の最たるものが、国家による「公的」支援のあり方であった。その底には、個人の財産に公的支援を行うべきではない、との考えがあった。しかしこれは問題の本質を見ない考えであろう。

5．首都直下地震等の大規模都市災害が起れば、その支援は一国の範囲では不可能であろう。支援を国際社会に求めなければならない。その意味で、世界規模での「被災者生活再建支援制度」が同時に検討されるべきであろう。

5 5 被災者生活再建支援法は、阪神淡路大震災を契機に1999年制定されました。しかし災害に遭われ

た被災者にとって、真に生活再建に役立つ制度となっていないことは、中越地震や能登半島地震などで、その利用率が低いことでも明らかです。

私たち XXXXXXXXXX では医療団体として災害支援にとりくんできました。阪神・淡路大震災ではのべ1万3千人の職員がボランティア支援をおこない、またその後、各地で発生した地震災害や風水害などへの現地支援をおこなってきました。その立場から今回の制度見直しでは、被災者が再建意欲を高め、地域と生活の復興に役に立つ公的支援制度として確立されることが必要と考えます。

以下、「中間報告」に対して要望します。

1．生活再建支援制度の対象者の拡大です。現行制度は、住居の全壊又は大規模半壊の場合と制限しています。この対象を広げ、被災者すべてを支援制度の対象とすべきです。

2．現行の居住関係経費支援の対象は、住宅本体の建設を対象外としていますが、住宅再建は生活基盤確立に欠くことが出来ません。また地域コミュニティの復興にも大きな障害となります。また店舗兼住宅の再建も対象に含めることが必要です。

3．支援金額の上限については、現行の300万円から大幅に引き上げ、少なくとも500万円以上とすべきです。居住関係経費は現行の200万円を倍以上に引き上げなければ、住宅本体や店舗兼住宅の再建への希望を持てる制度とはなりません。そして国の再建制度の上に、各地方自治体の上乗せ制度などを活用し、被災者の生活再建に寄与する制度に改善すべきです。その財源は独

	<p>震災の時は助かっただけでもよかったと思い、今まで来ましたが今後子供の成長に連れてさまざまなお金が必要であると考えた時、「自然災害で重傷、障害を負った人」の救済も「被災者生活再建支援制度」に含めていただきたく思います。</p> <p>震災後、建物等はかなり復興しましたが、障害が残った人たちは今も日々、震災での傷とともに懸命に生きています。できれば12年を過ぎてしまいましたが「災害障害見舞金」の対象者が本当に妥当だったのかも検討していただけたらと思います。</p>
5 8	<p>私は、あらためて憲法の理念に立ち戻って支援法の見直し作業を行うべきだと思います。すなわち、災害復興は、国民の「損害の救済」(憲法16条)の一場面であり、かつ、条件の平等(14条)を保障し、財産権(29条)の制度的保障の図り、生存権(25条)実現政策を行う場面にほかならず、これにより憲法の最高価値である個人の尊重(13条)を図る機会だと思うからです。具体的には、次のように考えるべきだと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支援金の使途を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきです。 2 支出対象を弾力化し、居住関係費の支出対象を、全壊住宅の補修費用、事業用の店舗・作業所・倉庫、賃貸住宅の賃貸人、地盤修復費などにも広げ、生活関係費の使途を限定せず被災者の自律的判断に委ねるべきです。 3 支給要件等を緩和し、年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきです。 4 支給事務、支援金支給の手続き、被害程度の判定手続き、要提出書類の範囲等を簡素化すべきです。 5 被災自治体が適用要件や支給基準の細目、事務処理方法等について現場に即した判断が出来るよう自治体の裁量権を大幅に認めるべきです。 6 支給額の上限を500万円程度に引き上げるとともに、財源となる基金を満額(600億円)に充実させ、国の予算(平成19年度予算額3.1億円)も基金規模に見合ったレベルを確保(または基金への国の拠出)すべきです。 <p>特に国家予算としては自治体基金規模の0.5%しか計上していないのは問題です。国に基金を設置することは、必ずしも財政法上不可能ではありませんし、少なくとも現在の基金への拠出は、法律上は可能です。いざというときの備えを講じるのは、個人レベルでも、企業レベルでも、地方公共団体レベルでも当然の対策です。国においても同様です。国の財源の積み立てを制度化すべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 首都直下地震のような超大規模被害のフィージビリティを考慮して制度の改善が先送りになることは相当でなく、首都直下地震については、上限額の設定、国主導の特措法の策定などを検討し、他地域については一刻も早く改正を行うべきです。 8 能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用をすべきです。
5 9	<p>・住宅本体への支出を求める</p>

支援金の使途を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきです。貯金や金融資産を失っている被災者は必ず発生し、後の生活再建が益々困難になると思われるからです。

・支出対象の弾力化を求める

居住関係費の支出対象を、全壊住宅の補修費用、事業用の店舗・作業所・倉庫、賃貸住宅の賃貸人、地盤修復費などにも広げ、生活関係費の使途を限定せず被災者の自律的判断に委ねるべきであると考えます。

・支給要件等の緩和を求める

支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃してください。対象となる被害についても半壊世帯や床上浸水世帯を含めるべきです。

・支給事務の簡素化を求める

支援金支給の手続き、被害程度の判定手続き、要提出書類の範囲等を簡素化すべきだと考えます。

・被災自治体の裁量権の拡大を求める

適用要件や支給基準の細目、事務処理方法等について被災自治体の裁量権を大幅に認めるべきであると考えます。

・支給額の引き上げと財源の確保を求める

支給額の上限を500万円程度に引き上げるとともに、財源となる基金を満額（600億円）に充実させ、国の予算（平成19年度予算額3.1億円）も基金規模に見合ったレベルを確保（または基金への国の拠出）すべきと考えます。

・能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める

本検討会の開始以降に起きた大規模災害については、改正法を遡及適用すべきであると考えます。

60

「被災者生活再建支援法」は阪神・淡路大震災を機に自然災害で生活基盤を失った、被災者に公的支援をとということで制度化しました。被災者生活再建支援法は2004年（平成16年）「居住安定支援制度」ということで上限の金額を200万円上積みされて最高300万円に引き上げを行なわれました。しかし被災者が生活再建するには実効性が乏しく被災者は生活再建に苦労しています。

もっと実効性のある支援策が必要です。そのために災害救助法、生活保護法、公営住宅法など災害関連の法の抜本的見直しが必要と考えます。

そこで「被災者生活再建支援法」の見直しについて

【1】要件等について

同法適用について地域単位による要件は撤廃すること。

<理由>

現行では都道府県単位で100、市町村単位で10戸以上などの全壊被害があった自然災害の場合に適用されるが、地域単位による法適用は、同一災害でありながら適用の有無を生じさせ、また、竜巻災害や、落雷の被害など、全壊の被害を受けながら法の適用外とされる。自然災害で生活基盤の破壊は被災戸数に関係なく、同じ支援を必要とする。

収入、年齢要件は撤廃（緩和）すること。

<理由>

現行では世帯主の年齢と世帯の総収入を基準とする要件が付されているが、世帯構成などまったく配慮されていない、同じ世帯でも誰を世帯主としているかによって変わる矛盾。また、収入は被災前の収入で、被災により職を失った人、自営業者などまったく営業不能で収入が激減した被災者も対象外になっているなど生活再建困難な被災者が支援対象外となってしまう。同法の（目的）第一条との矛盾がある。

【2】 用途制限について

用途制限のすべてを撤廃すること

<理由>

現行法では、生活再建関連経費、居住安定関連経費と別々になっていて複雑で被災者に混乱をまねく、また、自治体も大変な作業で被災者の生活再建を遅らしている。半壊以上の被災者に生活再建支援金支給し、民間貸対住宅を借りる者、住居を補修する者、住宅を建てる（買う）者に別途上積み支援を行い、生活基盤の回復のための支援とする。

【3】 支援対象について

現行では全壊の世帯と大規模半壊の（補修）世帯が支援（一部）対象とされていますが、半壊や床上浸水も対象にすること。

<理由>

半壊で補修をしないと生活の継続は危険を伴うにも関わらず、経済的な理由で補修できない被災者が見捨てられる。また、床上浸水もほとんどの世帯が一階の部分に日常生活があり、生活基盤は崩壊している。また、半壊の持ち家の場合、公営住宅に入居できない。現状回復を前提とするならば補修費の支援は不可欠である。

【4】 支援金額について

現行最高300万円を限度としているが、最高500万円まで上げて制度の実効性のあるものとする。

<理由>

先の新潟中越地震の被災者で生活基盤の住居が確保できず、公営住宅に入居し仕事ができなくなって生活保護を受けている現状がある。

6 1

被災者生活再建支援制度は、阪神・淡路大震災を教訓に創設されたと聞いています。阪神・淡路大震災は都市部、能登半島地震や新潟での相次ぐ地震などでは農村部での被害が顕著でした。近年の台風災害なども含めて、自然災害というのは、全国の至るところで被害を受ける可能性があります。制度の趣旨は、多くの国民が不幸にも、自己の責任によらない大きな自然災害を受けて、住宅を失う、生活基盤を失うことに対して、その被災者の早期の生活再建を後押しすることにあるはずですが、しかし、そうした趣旨が活かされず、複雑な手続き、厳しい支給要件などに加え、多くの被災者が満額まで支給を受けられていないという現実がっかりしました。今後の生活に不安を抱えた被災者が、早期に通常的生活を取り戻すには、安心して暮らせる我が家（住宅）や地域の支えが必要です。

仮設住宅や復興公営住宅の建設も現実的な政策としては必要かもわかりま

せんが、まずは地域コミュニティの持つ力を活かし、家族や高齢者同士のつながりなど、小さなコミュニティであってもばらばらにしない支援策が優先されるべきです。

また、本制度は、都道府県の相互扶助による基金を活用していますが、大きな災害を受けた都道府県のほとんどが、独自の支援制度を創設し、国制度を補完、または支給金額の上乗せや支給対象の拡大を行っています。しかし、すべての都道府県が独自制度を持っているわけではないようです。被災者の住む府県によって、住宅の建設費も含めた満額支給が受けられたり受けられなかったりすることもまた不公平ではないでしょうか。

まずは国制度により満額支給できる制度に改正するべきです。そして、何度も疲労した被災者に足を運ばせることのないよう、例えば支給限度額を超えた領収書で満額支給するなど分かりやすい制度にするべきです。被災者支援はいかに早く元通りの生活を取り戻し、町の活気を取り戻すかにあります。国は住宅の公共性を認め、自ら住宅の再建や補修を選択した者に対して、その背中を押してあげる迅速で心のある支援・対応が必要ではないでしょうか。私は相次ぐ災害に対して、一刻も早い政治的な決断が必要ではないかと思えますし、積極的な改正を期待しています。

6 2

中間報告に盛られた「制度改正上の選択肢」のうち、緊急に制度改正すべき点は、住宅本体への支援、上限額の引き上げ、年齢収入要件の緩和、被害規模要件の緩和です。現行制度の問題点は、制度があるにも適用を受けられない被災者があまりに多いこと、支援を受けられた場合でも支援金が必要なことに使用できないこと、支援金額が少ないことです。これらの点に答えなければ、「3つのS」は達成できず、検討会の存在意義が問われることになるでしょう。中間報告には、本制度を「支援の気持ちが伝わる」ものに改善しようとする積極論と、それに否定的な意見が見られますが、否定論のポイントは、A個人財産への公費投入否定論と、B財政支出の増大懸念、C事前自助努力の阻害論です。公費投入否定論は原理的に破綻しており、結局のところ、財政支出の増大懸念論に帰着します。

しかし、1,200億円の枠組みに対して、これまで130億円しか支給されておらず、現状の災害規模では、もっと被災者を救うことができるはずで、首都直下等の大規模災害が起きたときは、まさに国家的危機・戦争並みの事態であり、防衛省予算などの組み換えを考えるべきです。1台1400億円もの装備が、予想される災害より低い確率の戦争を想定して大量に配備・財政支出されています。わが国のどこにも資金がないわけではなく、眼前の危機に対して公的資金を支出する制度を作ることが重要です。現状でも、個人の住宅再建に支援するほうが全体としての財政支出は低く抑えられます。阪神大震災では約5000棟の自力仮設住宅が平均9百万円で建設されました。彼らは応急仮設住宅や復興公営住宅の世話にならず、地域の活性化に貢献し、自力で恒久住宅に建替え・改築したのです。応急仮設住宅は1戸当たり400万円の公費を投じ、なんらのストックにもならず、復興公営住宅は1戸当たり14百万円の費用が必要です。災害直後から自力仮設住宅を建設できる支援があるならば、公的支出の増大が抑えられることは明白です。事前自助努力の阻害要

	<p>因論は、いわばためにする議論です。現場で調査してみれば、災害後の支援を当てにして、事前努力を怠るなどという人はいません。事前努力は意識の高さと資金力に依存しています。実際、本制度ができたために、事前努力が以前より減少したというデータはありません。事前努力への意識喚起・資金援助も必要であるが、災害後の支援の充実も不可欠なのです。</p>
<p>6 3</p>	<p>1 . 被災時 = 非常時であることについて 被災時の被災者は非常事態下にあり、一般的な社会性や平等性に鑑みた支援・助成とは異なる。非常時には誰でもどこでも時間的にも精神的にも余裕が無い。そのため、簡素でわかりやすい申請制度が必須である。 非常時の生活再建への初期投資であり、自助・共助とのバランスという平常の概念とは一線を画すべきである。被災者が生活を立て直す一歩であり、支援食料のおにぎり1個、仮設住宅1戸という考え方に近似するべきである。 この支援金の用途を制限することは、本来必要とされているものに制約を加えてしまうことになりかねない。非常時には予測がつかないことから、用途の幅は最大限広げるべきである。</p> <p>2 . 生活を再建することについて 人間の連続するべき生活を災害は破綻させるものであり、その精神的、肉体的苦痛は大きい。生活の再建はその生活の連続性が目的であり、大きな被害を受けた住まいなどでも、修繕可能性があればそれを支援するべきである。 再建の手法は地域性、個別性、被災の性状等により多様だが、判別や評価は困難である。見舞金とは性格を異にしつつも被災者に一律に支給する方法や、被災後の生活の選択性（転居、共同居住等）にも配慮が求められる。 災害時には幼児、児童、高齢者、障害者などの生活弱者に大きな被害となることが多く、このような人々は生活の再建にも困難を伴う場合が多い。そのため再建のためのアドバイザーをつけるなどの特段の配慮が必要である。</p> <p>3 . 真に安全・安心なまちづくりについて 被災からの再建策が手厚いことと、平常時の安全性の確保・充実の施策とは独立である。災害防除策、特に自らの住まいを安全なものとし、住まいを凶器にしないための支援は、公的助成の目的を損なうものではない。 南北に長い日本列島では、地域の特性が住まい、集落、まちなみの多様性を生み、豊かな生活をもたらしている。災害に強いまちづくりは、風土性に根ざした耐災害性の高い住まいやまちづくりを追求することが重要である。 被災者生活再建支援制度と、他の制度、政策とのつながりに配慮すべきである。耐震性を高めた建物には万が一被災した場合の支援が手厚くなる方策、初期の再建支援に連続させたりリフォーム資金の低金利貸与、都市部の防災コミュニティ形成による新都市像誘導などの政策誘導が望ましい</p>
<p>6 4</p>	<p>阪神・淡路大震災被災地で、今も被災者支援ボランティアを行っている立場から、中間報告を読んだの住宅再建への公費援助の必要性についてと、新内閣の泉信也内閣府防災担当相防災省のご発言へのご意見を申し上げます。</p> <p>1 . 中間報告に「住宅の再建が進まないと、地域の復興も進まないと言うことが、阪神・淡路大震災の教訓の一つ」とありました。</p>

また平成12年の報告書には「住宅は単体としては個人資産であるが、阪神・淡路大震災のように大量な住宅が広域にわたって倒壊した場合には、地域社会の復興と深く結びついているため、地域にとってはある種の公共性を有しているものと考えられる。実際、被災者の住宅や生活の再建が速やかに行われれば、地域の経済活動が活性化し、その復興を促進することになる。」と書かれています。

また「大規模災害時の住宅再建の支援は、対象となる行為そのものに公共の利益が認められること、あるいはその状況を放置することにより社会の安定の維持に著しい支障を生じるなどの公益が明確に認められるため、その限りにおいて公的支援を行うことが妥当である。」とも重要な示唆がなされています。

まことに私は、12年余に渡り阪神・淡路大震災被災地支援のボランティア活動が続ける中で、「震災復興住宅」と呼ばれる5万戸の公営住宅に、自然災害の猛威の前に何らの住宅再建の公的援助も得られぬまま住まわれている多くの方々が、国から見離された思いで今もあえいでいる状況を直視して、今回見直しは「必ず住宅本体への公的援助を含む」ことを、今度こそ実現することを願いたいものです。

2. 神戸新聞9月1日付「泉防災相に聞く被災者生活再建支援見直し」の記事の中の、泉防災相の「個人資産への公費投入の問題は非常に難しい。住宅本体でも何でも元気の出るお金にして欲しいと言う被災者の思いは分る。一方、さまざまな事情で住宅困窮者がいるのに、なぜ被災者だけの支援か、という問いにも答えなければならない。」と言う発言は外れているものです。一般の住宅困窮者と被災住宅困窮者とを混同することは「被災者生活再建支援法」の趣旨にもとるものです。

また神戸新聞9月2日付「閣僚に聞く」の「国家公安委員長泉信也」の記事で泉信也閣僚は被災者生活再建支援制度見直しの議論について、「私有財産についてどう考えるかはこれからの議論。ただ被災者が困っているからといって、何にでも公金を出せばいいとはならない」という発言も問題があります。これまで阪神・淡路大震災だけでも12年以上の経験が、なんにでも公金を出せばいいといっているのではない、このことを肝に命じて知っていただきたいものです。

6 5 住宅は個人財産であっても、住宅本体への支援は、生活権の保障と地域コミュニティの維持のためには絶対必要である。

支援金の上限額を500万円に引き上げても、住宅の再建費用にはほど遠く、自助努力による事前対策への取組み意欲を阻害する恐れはない。

「首都直下地震等の大規模災害時には支援金総額に上限設定」は絶対に行ってはならない。被災者を居住する地域で差別してはならない。

「首都直下地震等の大規模災害時には本制度を不適用（別に特例法を定める）」は、本制度と同様の支援が行われる特例法を先に設けない限り、絶対に行ってはならない。被災者を居住する地域で差別してはならない。

「事前対策や保険制度の充実と併せた総合的な対応」は、絶対に行ってはならない。低所得者が事前対策を行うことは困難である。

6 6	<p>3月25日には私たちが住む石川県で能登半島地震が発生しました。心と生活に大きな被害を受けた被災者は現在も仮設住宅での生活や損壊家屋での生活を余儀なくされています。地震発生当初は被災者、被災地自治体と自治体に働く職員は目前の対応に追われ、先を見ることなどは出来ませんでした。しかし、数日、数週間画経過し、これからの生活をどうして行こうかという不安が現実となってきました。行政からの情報発信が遅れたり、発信しても十分な理解が出来なかったり、ボランティア支援を受け入れずに途方にくれたり、罹災証明の発行が遅れ免除や支援制度の適応が遅れたりして不安は増大しました。私たちは被災者・被災地に対し少しでも支援が出来ればと地震直後より現地に入りボランティア活動を行いました。被災者(地)の状況を見て「被害者生活再建支援制度」の充実が必要と痛感し、同制度に関する中間報告に対し意見を申し上げます。また石川県議会6月議会においても同制度の早期改正を求める意見書が全会一致で採択されました。</p> <p>被害者生活再建支援制度に対する要望は、居住関係費では家屋の修繕費や住宅本体と店舗兼住宅の再建も対象にすることを求めます。生活関連と居住関連含めて年齢制限を廃止(年齢によって被災状況が違うわけではない)し、年収制限の緩和を求めます。生活関連経費は品目指定を緩和し、生活再建に必要な物資の購入に適応できるよう求めます。生活再建支援制度を受ける対象については被害者すべて対象にすることを求めます。制度見直しの際には能登半島地震被災まで見直し内容を遡及適用することを求めます。</p>
6 7	<p>私は、XXXXXXXXXXに勤務しております。</p> <p>三年前の中越大震災、今回の中越沖地震に直接遭遇しました。</p> <p>幸い自宅の損壊はほとんどなく、救援及び復興のボランティアとして参加することが出来ました。</p> <p>そこで感じる点が幾つかあります。</p> <p>一つは個人住宅の再建には基本的には支援がないことです。応急修理が出来ない人は公営住宅か自宅再建しかありませんが、高齢者が多く再建する資力が乏しい方が多いのが現状です。是非、自宅再建にも援助する方向に一歩踏み出していただきたいと思います。</p> <p>もう一つは、事業を行っている方の車庫や倉庫、工場などが損壊した場合は支援がないという点です。住宅も工場も被災という方も大勢おられます。事業を継続使用という意欲を引き出す上から見ても支援する方向に踏み出していただきたいと思います。</p> <p>次は越後人の気質についてです。震災で被災しても多くの方は天命と思い自治体やボランティアの支援にすこぶる感謝しています。</p> <p>それだけに「こうしてほしい」という声が出にくいところがあります。高齢者が多いのが一因かも知れません。</p> <p>次の震災の支援の場合を考えていただき、先手を打つ施策をよろしく願います。</p>

* この3年間に新潟県は豪雪災害を含めると4回の大災害を経験しました。この大災害のなかで被災者の救援と復興のための活動に参加し、その経験を通して、国・自治体が被災された住民・中小業者の要求・願いに応える復旧・復興支援策が緊急・切実に求められていることを、ぜひご理解頂きいただきたいと思い要望・意見を述べさせていただきます。

* 全体を通じて感じるのは、「被災者生活再建支援制度」としていながら、「平時の場合」と「災害時を同次元で、様々な問題が述べられており、被災された住民・中小業者の思いと違ったところで机上の議論がされている思いがしてなりません。被災者と同じ思いに立つことは困難かも知れませんが、大災害を受けた被災者の生活の再建を第一に考えて、被災者の生活の再建や生業の再建をどう支援するかという立場で制度改善を検討し、被災者の願いに応え、希望の持てる支援制度にして欲しいと思います。

新潟県は大水害、中越大震災、二年に渡る豪雪災害、今回の中越沖地震と三年間に4回もの災害を経験しています。

なかでも水害と地震災害で地域の住民の暮らし再建にとって「住宅の再建」は、「要」中の「要」であり、そこに対する直接支援なくして被災者の生活再建はありえません。今回の見直しでは住宅本体の再建・補修などに対する直接支援を行う制度に改善してください。

自然大災害の際に被災者の生活と生業を再建させるために思い切った支援策を国が行ったからといって、そのことに「不公平」だとか「やりすぎ」と考える国民は、ほとんどいないと思います。

バブルで好き勝手をして不良債権を抱え込んだ大手金融機関等に対し莫大な税金を投入したり、税金の無駄遣いには国民は賛成できないと思いますが、被災者が生活や生業の再建に希望を持って踏み出せる思い切った支援がなぜ出来ないのかというふうに思っているのではないのでしょうか。

* 「公的支援を強めることが自助努力の妨げになる」「リスク回避の為の自助努力阻害に対する懸念」などが上げられているようですが、国民が災害があった時には国の公的支援があるからといって地震等で自分の住宅が倒壊してもよいと危険を承知で、住宅の安全対策もないがしろにして生活をする「懸念」があると本当に考えているのでしょうか、なぜそうした考え方が出てくるのか疑問です。確かに、震災等で倒壊した建物の多くは、古い住宅が多いことは確かですが、耐震化の工事をしたのに倒壊したという住宅もあります。住宅の耐震化等がなぜすすまないのか、その要因は何なのか、その実態を踏まえて「事前のリスク回避」の対策は当然、国の対策としては重要だと思います。ほとんどの国民は安全で安心してくらせる場を求めており、年数が経過した住宅で生活している人も、今度地震がきた時、自分の住宅は大丈夫だろうか、耐震補強の工事が必要だろうか、耐震補強工事をした場合、どのぐらいの費用負担がかかり、その負担が出来るだろうかなど考えないわけではないと思います。

しかし、現実には、40年、50年経過した住宅の所有者のほとんどが年金生活に入っていること、核家族化が進んでいるために高齢者だけの世帯が多くなっていることなどが、この間の災害の中でも明らかになっています。そうした高齢者世帯は、少ない収入の中で仮に必要と思っても耐震化改修工事が出

来ない実態にあります。そうした実態を踏まえて耐震化に対する支援策を生活再建支援制度とは別に制度化するようにしてください。

* 地震保険なども普通保険に上乘せになり、現実には負担が大きいために入れられない実態にあることも踏まえて、「地震保険」として上乘せしなくても住宅に対する損害保険が地震災害等について保障される仕組みに国としての指導を強めてください。

* 被災者が震災を乗り越えて生活と生業の再建に踏み出すうえで住宅の再建は決定的であり、住宅の再建が進まないで生活の再建はありえません。住宅の再建が進まなければ地域の再建はありえず、商店街の再生、まちの再生も進みません。その点では、被災者生活再建支援制度が、「住宅本体に対する支援をしない」としていることが、被災者の生活再建に大きな障害となっています。被災された人達が住宅を再建することがその地域の再生、まちの再建に繋がることであり、住宅の再建は、公共性を持っています。現行の支援制度では、「生活関係経費」「居住関係経費」などそれぞれ枠がはめられ、品目が指定されているために本当に必要な支援として生かせない内容になっています。

それぞれの被災者が生活を再建していく場合、様々なケースが考えられると思います。しかし、利用しようとする、これはダメ、あれはダメということが多く使い勝手が悪く、面倒になり、どうせ決められた品目でしか支援が受けられないのだからなど、仮設住宅に入り、不要不急の超大型テレビを買い込むなどの事例も現実には見られます。用途の枠をはめないで、住宅の再建を含めた生活再建に被災者が、思い切って支援制度が生かせるように改善することが必要です。

* 「住宅は典型的な個人財産であり、その保全も自己責任によるべきであって、税金による支援を行うべきでない」という考え方がのべられています。が、平時の場合とはかく、大災害で生活すべき住宅や家財などを失った被災者に対する300万円、500万円程度の支援は被災者が新たに生活を自主的に再建していくための後押しでしかなく、特別な「財産」を作るための支援の範疇にははまらないと思います。様々な制約を設けずに住宅の全壊した世帯には少なくとも500万円程度の生活再建支援が受けられるように改善してください。また、半壊や一部損壊の世帯も支援の枠を広げるようにしてください。

大企業などが新たな商品・製品開発などで「研究開発費」などの名目で莫大な支援を毎年受け、税制度でも優遇されていることなどと比較しても、「住宅は典型的な個人財産」などと災害対策の支援の検討で問題にすること事態、支援をしないための「理屈」にしているとしか思えません。

「税金による支援」は、どのような場合に、どの程度まで、どうすべきかという議論をすべきであって「考え方を変える」ことが多くの国民の納得が得られることだと思います。

* 「解体撤去費」の支援は、「住宅を再建する」ことを前提にしているが、倒壊した住宅等の解体撤去は、その所有者の問題であると同時にその地域の再生に関わる問題でもあり、被災家屋の撤去は公的資金で出来る制度にしてください。

「住宅が再建できない」人の多くは、高齢者世帯など住宅を再建できる経済力を失っている場合も多いことはこの間の災害でも明らかになっており、高齢化が進んでいる自治体では厳しい財政の中で解体・撤去の費用を全額自治体で負担しているところも出ています。住宅を再建できる経済力を持たない被災者が、自力で倒壊した住宅等の解体撤去費用を用意することは困難であり、自治体等が支援しなければ放置されることにもなる。「土地売却の準備となる」などの意見もあるようですが、仮にそうした事例がでる場合があっても、そのことは、その被災者の生活を支える資金になるのであって、特別な利益をあげたり、新たな財産を増やすものとは違い、被災した人をどう支援し、どう地域の再生を図っていくかという視点で考えれば、国民の納得も得られる内容だと思えます。机上の議論で一般論を繰り返さないで、被災者の立場に立って考えた支援策の検討が必要だと思えます。解体・撤去費については、被災者個人に対する支援としないで、被災された住民の意見も入れて、自治体が責任を持って解体・撤去を行い、それらの費用を国が援助するという国の支援策することが相応しいとおもいます。

中小業者や農家などの倒壊した店舗・工場・作業所などの解体撤去費用についても支援策にいれることが必要です。中小業者の場合、店舗兼住宅も多く、一体のものであり、そうした支援が生業の再建にも大きな後押しになる支援となります。

* 店舗・作業場等への支援

平時でも大企業などの誘致に当たって、自治体等も含めて多額の助成金・補助金などが特定の企業に対して現実に行われています。被災された商店街の再生は、その地域の顔であり、街づくりにとって欠かせない位置づけにあり、地域の中小業者の商売再建は、その地域の経済を支える重要な要素になっていることから考えれば、「中小業者に対する支援は融資が原則」などと硬直した考え方に立たないで、大災害から地域復旧・復興をどうしていくか、地域の復興に欠かせない商店街の復興、地域経済に欠かせない中小業者の商売再建をどう図るかという立場で、中小業者・商店街に対する補助金など直接の支援策をどうしても制度化する必要があると思えます。

自然災害で住宅も店舗も大きな被害を受けている中小業者が多く、生活と生業を再建することは耐え難い重荷であり、そうした中小業者が商売をあきらめないで商売も再建しようとなる希望の持てる支援策が必要です。この困難は、経営者の責任に属する問題による経営の困難とは違って、不可抗力の自然災害による経営困難であり、被災した店舗・工場の再建に対する直接的な支援も制度に取り入れてください。

* 中越地震や今回の中越沖地震でも地域の中小業者の店舗・工場の再建は地域の雇用を守るうえでも欠かせない内容であり、地域の再生の大きな課題にもなっています。商店街の再建は地域そのものの再建でもあります。自然災害から地域の再生・再建をはかるうえでの商店街の役割、地域の住民のくらしと経済を支える中小業者の大きな役割をふまえて、大災害における被害を受けた中小業者の店舗・工場などの再建に対する補助金などの支援策を制度として確立してください。

* 被害判定によって支援額に差があることがやむを得ないとしても、その

支援額の範囲内であれば、住宅の再建であれ、補修であれ活用できるようにする。

全壊と判定された住宅でも建築の専門家から見れば、解体しないで補修することが経済的な負担が少なくすむ場合もあり、半壊の判定でも、解体せざるを得ない場合もあり、少なくとも半壊まで支援の対象を拡大し、支援内容に様々な枠をはめないこと、支援額を500万円程度まで引上げてください。

* 支援対象世帯の年齢や収入要件を大幅に緩和すること。そして手続きも簡素化すること。

* 耐震改修等の事前対策や保険の加入などの備えがされている人だけを対象とするとも取れる内容があるが、「事前対策」をしたいと思っても経済的事情などもあり出来ない人も多いこと。「事前措置」も、その時の災害に対して適切であったかどうかという問題もあり、判断は困難と思います。「事前措置」がとられたかどうかの判断もどのような基準ですることになるのか、その判定も自治体が担うことになり、いっそう自治体の事務負担が複雑になり、被災者にも混乱が生まれることから、余計な基準を設けなくて明確な支援策にすることが被災者にとって負担が少なく、次の計画がたてやすくなります。

* 生活再建支援制度とは別制度ですが、高齢者世帯が多くなり、経済的にも住宅の再建が困難な世帯も多くなって大規模半壊などで「応急修理制度」を活用して住宅を補修して住み続けたいという高齢者世帯など喜ばれています。しかし、被害が集中し、期間が限られていること、建設業者も限られていることなどから利用できない問題などもぜひ改善をして欲しいと思います。また、新潟県など豪雪地などでは「応急修理をして」と思っても、修理が完了するまでの間、被災者が被災した住宅に住むことは非常に危険ですが、仮設住宅に入った場合はこの制度が「利用できない」となっているなど地域の実態から考えても、住民の生命第一の考え方からも柔軟な内容にすべきだと思います。

生活再建支援制度とあわせて検討いただきたいと思います。

* 制度は誰が見ても支援内容も含めて解りやすく、申請手続きも簡潔なものでなければ、災害時の対策とはならない。手続きも簡素化し、誰でもわかる支援制度に改善するようにしてください。

69

「被災者生活再建支援制度」は、阪神淡路大震災を契機に超党派の運動でつくられました。しかし、「検討会」で支援金の低い支給率が明らかにされたように、被災者にとって真に生活再建に役立つ制度となっていません。今回の「被災者生活再建支援制度」の見直しにあたっては、高齢化、地域間格差がひろがるもと、被災者の生活再建、地域経済の復興に資する公的支援制度として確立することが大事です。

つきましては、「被災者生活再建支援制度」見直しにあたっては下記の点について改善をつよく求めます。

記

1. 住宅本体への適用。
2. 支給金額の大幅に引上げ。少なくとも500万円への引上げ。

	<ul style="list-style-type: none"> 3．収入、年齢など支給基準を撤廃。 4．店舗付き住宅への適用拡大。 5．一部損壊、床上浸水への適用拡大。 6．地盤被害への適用拡大。 7．わかりやすく、使いやすい制度。 8．能登半島地震、中越沖地震への遡及適用 9．迅速な適用と運用。
7 0	<p>2007年7月に発表されました被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告に対し、阪神・淡路大震災の被災者として、以下のように意見を表明します。</p> <p>ご存知のように阪神・淡路大震災直後には、被災者に対する直接現金給付は一切なく、そのために住宅再建も営業再建もくらしの再建も、個人の力だけではどうにもならず、また、元の住み慣れた街にも帰れず、遠く離れた災害公営住宅への入居など、被災地の復興を大きく遅らせました。</p> <p>融資中心の被災者支援によって、多くの悲惨な状況が作りだされ、12年以上たった今も被災者は多くの困難に苦しんでいます。</p> <p>私も■■■■■■■■■■で被災しました。その時の自宅は借家でした。全壊の判定を受けて■■■■の県営住宅に避難しましたが、1年以内に退去しなければならず、その後は住居を求めて大変な思いをいたしました。特に3人の子どもたちが■■■■■■■■■■でしたので、住居の確保は容易ではありませんでした。中学生、小学生の子どもたちは、転校のあいさつもできず今日に至っています。結局、■■■■■■■■■■最初に避難した子どもたちの転校先の学区内で新築の家を購入するしかなく、現在、家のローンに追われる毎日です。将来のことを考えると不安でいっぱいです。</p> <p>阪神・淡路大震災の被災地から、被災者に公的支援を求めて、私も何度も国会に足を運び、被災地の現状を訴えてまいりました。しかし、その時、政府は私有財産制度の日本では、公的支援は認められないと私たち被災者の要求を拒否しました。ところが、金融機関救済には数十兆円の公的支援を行なったのです。私たち被災者は、その矛盾・大きな怒りをけっして忘れてはいません。</p> <p>無駄な公共事費、軍事費、米軍へのおもいやり予算、政党助成金など、私たち国民の税金の使い方については、これから国民の目線で考えていけば、限りなく財源は出てくるはずです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1．住宅本体建設への適用 2．支給金額を500万円に引き上げる 3．収入、年齢など支給基準の撤廃とともに、新たに店舗再建にも拡大して適用する <p>など、すべての被災者が住宅・店舗再建、暮らしの再建へ希望をもって第一歩が踏み出せるように、そして使いやすい被災者生活再建支援制度に改正されることを強く望みます。</p>
7 1	1 住宅本体への支出を求める

	<p>支援金の使途を、被災住宅の解体・撤去やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補償費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>2 支給要件等の緩和を求める 支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。</p> <p>3 能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める 本検討会の開始以降の大規模災害については改正法を遡及適用すべきである。</p>
7 2	<p>「被災者生活再建支援制度」は、阪神淡路大震災を契機に超党派の運動でつくられました。しかし、「検討会」で支援金の低い支給率が明らかにされたように、被災者にとって真に生活再建に役立つ制度となっていません。今回の「被災者生活再建支援制度」の見直しにあたっては、被災者が生活再建意欲を高め、地域と生活の復興に資する公的支援制度として確立することが大事です。</p> <p>以上の立場から「被災者生活再建支援制度」見直しにあたっては下記の点について改善をつよく求めます。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．住宅本体に適用すること。 2．給金額を大幅に引上げること。少なくとも500万円に引上げること。 3．収入、年齢など支給基準を撤廃すること。 4．店舗付き住宅にも適用を拡大すること。 5．一部損壊、床上浸水にも適用を拡大すること。 6．わかりやすく、使いやすい制度にすること。 7．迅速に適用・運用すること。 8．能登半島地震、中越沖地震にも遡及適用すること。
7 3	<p>表記制度に関して下記の通り意見を申し上げますので、拡充・改善されますようお願い申し上げます。</p> <p>まず現行の生活再建支援制度は、支援金額と支援内容において不十分な内容を抱えています。立派な支援する制度であり現実に被災者救済へ貢献しているものですので、今日の再建生活条件にふさわしく、まず支援金額を最高の300万円から200万円以上の上乗せして、今日の物価や生活水準にふさわしい改善が急務です。</p> <p>また、支援対象者に対して所得制限を設けて支援を事実上差別していますが、予測外の被災を受けた人を制限するのは、緊急事態における事の性格上ふさわしくありませんので、所得制限の撤廃が求められます。</p> <p>支援制度のなかに「一部損壊」者に対しては支援策が皆無だということも大半の支援者を切り捨てるもので、支援額がわずかな金額であってもなんらかの救済措置が必要だと思われます。</p> <p>支援制度の使用使途に制限が加えられておりますが、3年前の中越震災から評判が悪い制度の代名詞になっております。生活再建はまず住宅からですの</p>

で、住宅への新築や改築などの住宅工事への使用改善に道を拓くことがなによりも重要ですので、現在の中越沖地震から適用されることを希望致します。再建する人への援助という役割からみて、使用用途にできるだけ制限を加えない方がふさわしいと考えます。

住宅の店舗や工場などがかかえている自営業者への援助が、事業関係には援助しない内容から実際には差別されております。農業関係者の農地整備援助に見られる通り、同等の立場から商工業者への事業関係にも、応分には至らずとも少なくとも再建に意欲が発生する程度の最低限の援助制度の確立が必要です。

なによりも生活の事業が混在している生業者のような自営業者への援助は最低限度の必要条件と考えられますので、その道への打開を心から要請致します。

被災認定や支援制度に建物だけでなく宅地災害も双方とも基準にいてしかるべきです。他言は不要だと思いますが、宅地あって居宅がなりたっており、基礎的な存在条件を無視しては法制度がなりたないわけです。法体系が生かされるべきその存続土台である宅地要件を、被災認定と支援制度の対象とすべきです。

その他に細かくは多方面に対する要望もありますが、大きな改善は以上の通りですので、できるだけ過去の震災に遡って救済措置を講じられますよう、お願い申し上げます。

7 4

阪神・淡路大震災から12年半が経過しました。私たち、被災中小業者は、「負けてたまるか大震災」の気概で被災直後から、営業やくらしの再建、そして地域の再建に貢献してきました。しかし、不十分な支援制度のもとで個人的努力にも限界があり、多くの中小業者が今でも震災の影響と不況にあえぎ、懸命に地域で生き抜いています。

7月発表されました、被災者生活再建支援制度に関する中間報告に対し、阪神・淡路大震災を経験した被災中小業者の立場にたち、以下のように意見を表明します。

1. 住宅本体への直接支援を

被災者が震災を乗り越えて生活再建にふみ出す上で、住宅の再建は決定的です。現行制度では、「住宅本体は支援対象外」とし、その理由の一つに「私有財産であり、私有財産への公費投入は問題が生じる」との狭いとらえ方が、より一層被災者の生活再建を妨げています。

住宅再建そのものは、地域づくり、まちづくりにつながり、再生への公共性を持っています。そのことも勘案し、住宅本体への直接支援を認めるべきです。

2. 店舗・事務所などへの直接支援を

これまで店舗・事業所等は、事業用の資産であることを理由に直接支援の対象にされてきませんでした。しかし、地域に根ざした中小業者の営みは、地域社会・経済の活気の源であり事業利益のみを追求する資本主義の事業活動とは異なり、地域に貢献する公共性をもっています。それは、生活の糧としての生業の手段であり、きめ細かい地域雇用の受け皿でもあります。また、

商店街や町工場群をはじめ、地域の中小業者の生業が住民の暮らしをささえている公共的な役割を考慮することが必要です。そして、地域の経済と雇用を支え、そして、地域コミュニティづくりの場として中小業者を位置づけることが重要です。

こうした階層にとって、融資のみによる支援は「あらたな格差」への入口でもあり、「あらたな試練」を与える側面が大きく支援としては不完全です。これは、阪神大震災時の災害融資とその後の経過で証明済みです。12年以上たった今でも、未だ震災の後遺症が消えない事業者が破綻を続けています。

保険等による備えが強調される向きがありますが、それが無いものは「再建の資格がない」と断ずる意見であり、自然災害被災者の実態を踏まえないものです。保険料を負担できていない「事業」であることを直視し、実情に見合う視点とすることが求められます。

今回、生業への直接支援が、この支援制度に組み入れられないとしても、以下の点を検討すべきです。

農業、水産業などや大企業への補助金的支援策は、それぞれ管轄省庁を通じて、講じられているところですが、生業を事業であるとするなら、そのための独自の法体系で支援措置を講ずるべきであり、貴検討会として、独自施策の確立を提言するなどして、実現していくことが求められています。

3.対象について

収入基準について、線引きをおこなうことは適当ではありません。そもそも、こうした支援は住宅・生活再建費用のすべてを補うものにはなりえず、個人による住宅再建等への意欲を促進するところに最大の効果があるものであり、収入の多寡で区別をする必要性はありません。

そして、被害認定は、全壊・大規模半壊に規定せず、半壊も対象にすべきです。

7 5 居住関係経費の支給状況について、被災者への説明と支給実態（支援金を受給した世帯における居住関係経費の支給率は約28%）との乖離が、再建への意欲を阻害する一因となっているとの指摘については同感である。

本制度の給付水準（最高300万円）は住宅再建費用に比べて小さい額であり、自助努力の阻害要因になるとは考えられない。

本制度が自助を呼び込む公助という性格から、住民の自主的生活再建を軸とした地域の復興への軌道へと導く制度としての意義を有しているとの意見に賛成である。

制度改正の選択肢として挙げられている「住宅本体（建設費、購入費、補修費）への支援」、「店舗、作業場等への支援」、「生活関係経費の用途を生活費等に拡大して自由化」、「支援金の上限額を引き上げる（例えば500万円程度）」、「年齢年収要件の緩和（年齢要件の撤廃）」、「半壊世帯への拡大」、「床上浸水世帯への拡大」、「適用要件となっている自然災害の規模の緩和」、「国庫負担割合を2 / 3とする」等に賛成する。

これらは、被災地・被災者の切実な願いと要求であり、実現を強く求めるものである。

「住宅は典型的な個人財産であり、その保全も自己責任によるべきであっ

て、税金による支援を行うべきではないとの考え方との矛盾」が、「指摘される問題点」として挙げられているが、住宅は最も基本的な生活の土台である。自然災害によって生活の土台を奪われた被災者に対し、国は生活権の保障を行うべきである。

医療保険制度をはじめ社会保障制度が大きく改変され、格差社会の中で国民生活は益々苦しくなっている。住宅再建への公的支援を強化しなければ、少なくない被災者（特に高齢被災者）が生活再建への意欲を失う状況となっている。

被災地・被災者の願いと要求に添って被災者生活再建支援制度を確実に改善し、一刻も早く能登半島地震と中越沖地震の被災者に適用することを求めるものである。

7 6

現状制度における「居住関係経費」は、被災住宅を解体・撤去・整地するためには使えるが、補修・補強し、住み続けていくためには使えないという現状がある。この支援制度の趣旨を「被災住宅本体の構造体補修工事費にも拡大支給対象とする」としてほしい。

突然の天災後、生活の立て直しに向けて、被災者にとって第一の問題は、「安全な住宅の確保をどうするか」、「住み慣れた土地で、このまま、ここに住み続けられるのか?」、「このまま住み続けるにはどうしたらいいのか?」というものである。

ここ■■■■は、中越地震の被災前54戸の集落であったが、避難解除後の今日、43戸が帰村し、従前の建物に暮らしている。集落住民は、帰村後すぐ、集落の将来像を、「いつまでも住み続ける■■■■地区」として、再建に向けて・丸となって、前向きに取り組んでいる。

本年7月末に、帰村者へのアンケート調査を行ったところ、回答者の大半が、応急処理のみで被災建物に、今も、暮らしていることが判明した（回収36戸）

回答者の被災状況は、全壊認定住家7戸、大規模半壊住家7戸、半壊住家17戸、一部損壊4戸であり、被災した建物に住み暮らしていることが判明しているが、その中、建物を補強して住み続けていると回答した住家は、わずかに、全壊住家2戸、大規模半壊住家2戸、半壊住家1戸、一部損壊住家1戸のみであった。残り30戸は補強せず暮らしているのが現状である。

回答者の年齢構成は、80代6戸、70代14戸、60代8戸、50代7戸からなる、超高齢集落である。平成17年度、高齢化率66.4%であった。被災後も棚田を守り、米づくりを継続しているが、新たな住宅を再建するには資金の不足が当然考えられる世代がほとんどであり、不安ではあるが被災住家に住み続ける選択をせざるをえないのである。

被災者の安全な住まいの確保の観点から、生活再建の基盤となる住宅本体の構造体補修工事費への支給を考えるべきである。

当集落の起源は古く、1615年以前と想定される住宅をはじめ、1812年の建設の記録が残るもの等が被災支援調査を機会にわかってきた。このような風土に培われてきた伝統的な建物が、被災を契機に、解体への道をたどりやすくなっている現状もある。集落のアイデンティティである伝統的建物(住宅)

	<p>を活かして、使い続けることがいま求められている。</p> <p>被災者の安全な住まいの確保の観点 風土にあった伝統的住まいを活かした生活を継続する</p> <p>という二つの観点から、この制度において構造体補修工事費への支給を認めるべきである。</p>
77	<p>私たちは、中越地震の被災地域への復興支援・交流をこの3年間にわたり継続してきた。その活動を踏まえ、以下の意見を提出する。</p> <p>1. 災害時という非日常状態には、迅速に対応でき、被災者に対して平等な支援策が必要である。そのため、わかりやすく、手続きが簡素な制度、被災地域の特性に沿った柔軟性のある制度としてほしい。</p> <p>2. 現制度では、「住宅などの再建については個人資産だから自助で行う」ということになっているが、「健康で文化的な最低限度の生活」を再建するための「公助」と位置づけて、住宅再建に対し、支援できる制度としてほしい。</p> <p>3. 被災者にとって、「生活関係経費」と「居住関係経費」の峻別は困難である。生活はそもそも総合的なものであるから、これを一括し、住まいが立地する土地基盤、住宅家屋・設備、生活必需品、生業を支える付属施設・設備、家賃、再建に伴う委託・手続き経費等を幅広く対象とし、支援助成が有効に活用される制度としてほしい。</p> <p>4. 従来 of 居住関係経費の枠組みでは、被災地で損壊した建物等を撤去することのみになっており、生活を再建する概念とは程遠い。この制度運用の結果として、改修すれば十分に生活のできる住宅を解体させ、新築住宅を無理な借財により建てさせ、結果として地域の景観を損なう仕儀となっている実態は、本制度の目的と乖離している。</p> <p>5. 「被災後の支援を充実させることで、耐震補強などの事前の安全対策が推進しにくくなる」という議論は論外である。だれでも、安全で安心できる生活を得ることが希望であり、もし「被災後の制度があるから事前の対策をやめておく」ということがあるならば、それは耐震対策等の制度や周知方法が悪いというべきである。「被災後の生活再建制度は充実させ、それを使わないで済む社会の実現を目指す」ことが大事である。</p>
78	<p>過日、発表されました被災者生活再建支援制度に関する検討会の中間報告（案）に対し、阪神・淡路大震災の被災者の一人として、以下の通り意見を表明します。</p> <p>（はじめに）</p> <p>阪神・淡路大震災から12年9ヶ月が経とうとしています。阪神・淡路大震災の被災者は12年を越えた今でも、「地震さえなかったら・・・」の思いを強く持ちながら生活苦と闘っています。</p> <p>阪神・淡路大震災が起きた時には被災者生活再建支援制度は無く、阪神・淡路大震災の被災者とこれを支援する人たち、阪神・淡路後の全国の自然災害被災者などの運動でようやく出来たものです。阪神・淡路の被災者には、付帯決議で同等の措置がとられたものの、年齢や所得制限など制限事項が多く、阪神・淡路大震災の被災者は、この不十分な制度の恩恵にすら、与った</p>

人たちは10数%にすぎません。したがって、12年経った今でも被災者の多くが、大変厳しい生活を余儀なくされているのです。

私自身も60歳定年を一年後に控えて被災し、家が半壊、やむなく家を立て直すために退職金を全額これに使っても足りず、住宅金融公庫から2100万円借りて(金利3%)、35年ローンで毎月、24万円の年金から10万円を返済しています。少ない年金の内から半分近くがローンの返済に消える。その上に、重税と医療制度の改悪などの負担増で、本当に厳しい生活です。支援してもらったのは、固定資産税の減額が5年間と利子補給(利子の全額ではありません)が5年間だけです。

中間報告は、現状と趣旨・利点、指摘される問題点、の両論併記となっていますが3の制度改革の選択肢と課題で取り上げられている趣旨・利点の多くは、阪神・淡路大震災の直後から、私たち被災者の切実な願い、要求として12年余りに亘って要求し続けているものです。災害列島といわれるわが国です。一日も早く、住宅本体への適用、支給金額を500万円に引き上げる事、収入、年齢など支給基準の撤廃、店舗や事務所の再建にも適用する事、など、すべての被災者が住宅・店舗の再建、暮らしの再建へ希望を持って、第一歩が踏み出せるような、そして、すべての被災者が救われる被災者生活再建支援制度に改正されるよう、強く望みます。なお、阪神・淡路大震災の被災者にも遡及して支給されるよう、特別の配慮をお願いします。

7 9 被災者生活再建支援制度に関する検討会がとりまとめた「中間報告」に対する意見募集がありましたので、阪神淡路大震災の被災者支援に関わった一市民として意見を表明します。

「中間報告」では、「制度改革の選択肢と課題」で制度改革に向けての論点整理がおこなわれていますので、それに沿いながら重要と思われる点に絞って意見を述べます。

住宅本体(建設費、購入費、補修費)への支援

「中間報告」も記述しているように、住宅は被災者の「生活のよりどころ」です。「被災直後の茫然自失状態から立ち直る」被災者の意欲を引き出すためには、住宅再建への支援はきわめて大きな意味があります。そして、「地域社会の中核を担う住民が、その地域に住まいを再建し、自立した生活を始めることで地域のコミュニティが維持され、地域経済が正常に機能を始めて、地域の復興が進んでいく」ことは、鳥取県が独自に住宅再建支援策を創設し、被災直後の素早い対応によって実証されています。一方、阪神淡路大震災では、支援の対応が適切でなく、生活再建・住宅再建が遅れ、被災の後遺症は今も尾を引いています。

住宅再建支援をめぐる、私有財産・個人財産形成への国家財政投入を批判する議論がありますが、「災害列島」といわれる日本では、だれもが「明日はわが身」です。前述したように、住宅を再建し早く元の生活に戻れるように支援することは、個人財産の形成にとどまらない、公共性をもった社会的投資です。被災して生活のよりどころを失い困っている人に、適切な規模の国家財政を投入することに対して、大多数の国民は支持すると考えます。

居住関係支援金の用途を、解体撤去費やローン利子などの関連経費に限定

	<p>せず、住宅建設費、購入費、補修費などに広げるべきです。</p> <p>居住関係経費の支援対象を店舗を兼ねた住宅再建にも適用する 小規模経営の商店の多くは住居と一体になっていますが、店舗は支援の対象外となっているため、生活再建もできないし、商店街も復興しません。</p> <p>支給金額を500万円に引き上げる 被災者が立ち直る意欲を起こせるよう、支給金額の上限を500万円に引き上げる必要があります。とくに、居住関係費用200万円は低すぎます。</p> <p>生活関係・居住関係経費とも、支給要件を緩和する 年齢、年収の条件を緩和する必要があります。年齢要件は撤廃し、収入要件は年間1,000万円以下の人には支給するように見直す必要があります。</p> <p>各地の被災者が一様に制度の改善を望んでいます。2008年の国会審議を通じ、よりよい支援制度が実現することを願って意見表明とします。</p>
8 0	<p>この度の中越沖地震で、私自身、近親者、友人などの被災体験に基づき、現行支援制度の改善を下記のとおり、求めます。</p> <p>1．半壊、一部損壊の判定を受けた場合、全く生活再建支援の対象となりません。損害割合が40%未満はゼロ、40%以上は生活支援金が出るというのは、あまりにも格差がありすぎます。少なくとも半壊の場合も支援対象として下さい。なぜなら、たとえば家屋そのものは被害がわずかでも、基礎が地割れ・沈下した場合は、ジャッキアップで基礎工事を行うと、非常に高額な費用見積もりとなり、別の場所に今より小さい家を新築した方が安上がりだ、と判断する人もいます。半壊でもこのような深刻なケースも多いのです。</p> <p>2．特に今回の地震で、柏崎市では宅地に砂地が多く、基礎や土台の液状化現象による波打つような傾き被害が甚だしく、現行の被害度の調査・判定基準（点数＝%配分）では、被害度が低く判定されてしまうので、どうしても納得できません。このような特徴を加味した判定基準を考慮して頂きたいです。</p> <p>3．生活再建支援金の用途を限定せず、住宅本体の再建にも使えるようにして下さい。住宅再建がもっとも負担が大きく、必要度も高いのです。実情に即して、被災者の身になって、改善をお願い致します。切なる願いです。</p>
8 1	<p>内閣府のホームページで「中間報告」を読みました。慎重論を併記しつつも被災者が心から願ってきた生活再建のための施策が網羅されていると感じました。論点は出尽くしており、今必要なのは一刻も早い政治的決断だと思います。</p> <p>95年の阪神・淡路大震災の被災者たちは、住宅再建なくして生活の再建も地域社会・経済の復興もあり得ないことを痛感し、自ら必要な法律づくりに立ち上がりました。借金を抱え、生活にゆとりもない中で、被災者が何度も霞ヶ関や永田町に通い、命を削りながら訴えたことを私は知っています。しかし、出来上がった法律は支援金が肝心の住宅再建に使えない全く不十分なものでした。</p> <p>あれから12年もの月日が経っています。その間にも数多くの災害被災者が</p>

	<p>阪神の被災者と同様の苦難と絶望を味わったはずです。そして、片山善博前鳥取県知事が2000年に画期的な住宅再建支援制度を創設してからも7年が過ぎたのです。厳しい言い方になりますが、被災者生活再建支援法の抜本改正をこれ以上先送りすることは、もはや不作為の政治的犯罪に等しいと思います。</p> <p>「国の被災者生活再建支援制度は個人の自宅再建に使えない。弾力的に運用してほしい」(柏崎市西山町、38歳)「制度を改正して1円でも多く支援してほしい」(柏崎市東の輪町、76歳)。8月中旬の新聞各紙で見つけた中越沖地震被災者の悲痛な叫びにどうか向き合い、そして応えてほしいと思います。</p> <p>「中間報告」が公表された7月30日、被災者の住宅再建への公的援助制度を創るために「市民＝議員立法」を提唱し、運動の先頭に立った作家の小田実さんが抜本改正を見ることなく亡くなりました。彼は、日本を「人間の国」にするためにこの法律が必要だ、と力説していました。</p> <p>「検討会」の委員の皆さん。言うまでもなく、災害列島において「次は我が身」です。同じ人間として、あなた方の被災者の苦難と希望に対する想像力を信頼したいと思います。そして、以下の点を要望します。</p> <p>支援金を住宅再建に充当することを認め、支給額を全壊700万円、大規模半壊500万円、半壊300万円、一部損壊200万円を目安に設定すること 半壊、一部損壊も支給対象に含めること 年齢や年収による支給要件を撤廃すること 住宅再建支援金の支給を少なくとも過去4年に遡って行うこと</p>
8 2	<p>代々東京に住み、祖母から震災の恐ろしさやその後の苦労を聞かされて育った私は98年に「被災者生活再建支援法」ができた時は幾分ほっとしたのですが、それも束の間でした。一番肝心の住宅再建には使えないからです。これでは何のための支援法かわからない、と母もあきれていました。</p> <p>せっかくお金を支給するなら、しかも「生活再建支援」であるなら人が生きて行く根幹である家＝住宅の再建に使えなくては何にもなりません。「生活用品」はその後にくるもので、全く転倒していると言わざるを得ません。</p> <p>その点、片山前鳥取県知事が公的な援助金を住宅再建に使えるように道を開いたのは全く正しい事だと考えます。誰が考えても全壊、半壊の住宅を再建するのは困難で、人の一生の二倍分の苦労かもしれません。神戸では自殺者も相次ぎました。</p> <p>まず、支援金を住宅再建に使う事を認め半壊世帯にも支給し支援額を大幅に増やす。</p>
8 3	<p>被災者生活再建支援法は阪神・淡路大震災を契機に、同災害の被災者が強く求めて実現した被災市民の保護の法律であり、同法施行以来、2006年末までに29件の災害に適用されている。</p> <p>ところで、同法の生活関係経費の支給率は93%といわれ、一見、高い確率で支援されているかのようなようであるが、同法の適用枠外の被災者は、はじめから支援対象外となっていることを忘れてはならない。また、生活関係経費の受給者のうち居住関係経費の受給者が28.3%に過ぎないことは、年収500万</p>

円以下の所得層が自力で住宅再建することの困難さを示している。

同法成立に向けて当時、被災者による立法運動を展開し、同法施行後は各地の被災地を訪れて被災実態をみてきた当団体としては、同法が被災者の生活再建にとってより実効性のあるものに改正されることを強く求めるものであり、以下の意見を述べるものです。

〔 1 〕要件等について

(1) 同法適用については、地域単位による要件を撤廃すること。

理由 現行では都道府県単位で100戸以上、市町村単位で10戸以上の全壊被害を受けた場合に適用されるが、地域単位による法適用は、同一の自然災害でありながら地域間格差を生じさせる。現行では全壊が9戸以下の場合には法の適用外である。生活基盤を喪失する被害を受けながら支援されないことは、被災世帯にとっては不公平である。同法は、「生活基盤に著しい被害を受けた者」が「自立した生活の開始を支援する」ことを目的としている。この趣旨からすれば、被災者の支援が主目的であり、地域単位の設定は間違っている。

(2) 収入要件、年齢要件を撤廃すること。

理由 現行では前年度の収入を要件としているが、前年収入のあったものが、被災により失職、廃業する事例が多々ある。現行では、高齢者に対しては年齢要件を設けて支援上の配慮があるが、子育て世代は収入要件に阻まれてはじめてはほぼ対象外とされている。生活実感からみても不平等感が強い。

〔 2 〕生活関係経費について

(1) 生活関係経費を緊急生活支援と位置づけ、使途制限を廃し、一括して速やかに支給すること。

理由 現行制度は複雑でわかりにくく、申請手続きも煩雑で、被災者のみならず、当該行政をも混乱におとし入れる。非常災害時に迅速な支援が望ましい。人口密集地での災害時には行政窓口は麻痺しかねない。

(2) 生活関係経費の支給対象を半壊(半焼)、床上浸水世帯にも拡大し、全壊世帯の2分の1を支給すること。

理由 家屋被害を受けた半壊世帯、水害被害の場合は(半壊に至らずとも)床上浸水世帯は、畳、襖・障子、電気製品等の家財が使用不能になるなど生活を維持する上で被害は大きい。

(3) 世帯単位の支給を個人単位とすること。

理由 現行の支給単位は単数世帯と複数世帯との2区分であるために、多人数世帯には手薄な支援となっている。自然災害という非常事態に突然襲われた結果、離婚に至った事例があり、世帯主である夫が複数世帯分を受給し、妻はまったく受け取れていない。被災に起因して生じる世帯変動に対応して被災者支援を行うには個人単位が望ましい。年金制度改革にみられるように個人尊重、男女共同の社会参加の観点からも個人単位であることが望ましい。

〔 3 〕居住関係経費について

(1) 現行の居住関係経費を住宅建設、購入、補修のための支援費として、居住確保を支援すること。増額すること。

理由 国が住民の安全・安心をはかることは責務である。憲法13条（個人の尊厳）25条（生存権）に基づいて居住権を保障するために、医療や教育と同じように社会政策として実施すべきである。現在、住宅の私有財産的側面ばかりが強調されているが、住宅の社会的、公共的性格は顕著である。被災者がもとの地域に居住し続けることは被災者個人の生活再建のみならず、被災地の復興にとって不可欠である。

（2）被災住宅の解体・撤去費用は別途公金から支給すること。

理由 崩壊家屋の解体撤去は居住問題ではなく、別のレベルで公共性が問われる。崩壊家屋は、治安上、防災上、救援救助上、公衆衛生上、放置できない。都市の復旧のためには、所有者責任に帰さず、道路整備と同様、公の中の公と位置づけて速やかに行う必要がある。

（3）居住関係経費の申請期間を延長すること。

理由 阪神・淡路大震災を例にとっても、住宅再建の期間には幅があった。震災後1～2年で再建された家の多くは、業者不足もあり、粗悪かつボッタクリ状態で、詐欺まがいの悪徳業者も横行した。被災者が適格な判断ができるような時間的余裕が必要である。

（4）被災者が被災地エリア内で住居を再建する場合、建築主が被災者本人でなくても（子どもが親のために家を建てる場合）、被災者と同等の支援をすること。

（5）補修費を大規模半壊のみならず、全壊、半壊にも適用すること。

理由 阪神淡路大震災において完全に傾いた家屋を、ジャッキアップによって補修して住み続けた事例は少なからずある。「もったいない」思想は自然災害時にも生かされなければならない。

〔4〕避難命令などで災害が長期に及ぶものについて、「生活維持支援金制度」を創設すること。

8 4

阪神・淡路大震災後、被災地で被災者の生活調査を継続してきたものとして、12年余を経過した今日でも、高齢者をはじめとする低所得者層の生活再建が、きわめて不十分な状況に置かれていることを痛感させられている。この件については、現時点での生活支援制度検討の範疇を、やや離れているとも考えられるが、巨大地震の発生など、今後も、早期に大量の住宅供給を迫られる事態の発生が予想されることと関わって、とくに低所得層の生活再建支援については、災害後の避難所指定、仮設住宅建設、住宅復興等との連携を射程に入れての検討が必要に思われる。

税金を投入して建設される災害復興公営住宅を、入居者の「高齢化を押し進めるモダンな密室」としないために、復興過程で為政者に何が求められるか、主として入居世帯の高齢化、とくに後期高齢者（75歳以上）にある人々に視点をおいて、意見を述べたい。

1）この世に生を受けたものは、やがて寿命が尽きて土に帰る。大震災時、65歳の人でも10年経てば75歳である。兵庫県下で災害復興公営住宅への入居が本格化したのは大震災後3年目からであった。大震災後しばらくは、生活再建に向かって自分自身を元気付けながら、さまざまな活動に参加できた人も、加齢とともに体力、気力の低下は避けがたく、とくに後期高齢期に入ると、

これまで苦勞を重ねた被災者は、疾病の重症化が目立ち、友人や親近者との死別を経験しながら、やがて自室にこもりがちの日々が増える。地域とはもちろん、入居者同士の交流も途絶えがちな一人暮らしの高齢者の多い大規模復興公営住宅団地の夜は、歳を重ねるごとに、救急車のサイレンばかりが耳につくという。

2) 災害復興公営住宅入居者の高齢化の進展は、年々著しく、ひとりでの生活が難しくなって、一部のシルバーハウジングや利便性の良い立地条件のところは別にして、空き部屋も増えている。

3) もし、仮設住宅を建設する際に、公営住宅の完成時には、入居者のデイサービス施設に援用できるような施設と、一定数のL S Aの配置をするなど、生活サイクルへの対応を視野に入れた建設計画、そしてL S Aは仮設住宅入居時から、ボランティアと協力しつつ一定期間継続して、被災者の生活援助ができる体制を作ることが出来れば、災害復興公営住宅の雰囲気も、現在とはかなり変わるであろう。

仮に、デイサービス等が併設できなくても、L S Aが常駐して継続的な生活援助が恒常化して、入居者それぞれの公営住宅での生活が安定すれば、入居者間の相互連携も強くなり、安心して暮らし、寿命を全うすることができる。なお被災者生活再建支援法の援用で、災害前からの小規模の民間集合住宅オーナーによる、ケア付き仮設+小規模集合住宅再建が可能になれば、高齢者の住宅選択肢は確実に広がるであろう。

4) 大震災当時は年齢や収入制限で、災害復興公営住宅に入居できなかった人々も、子女の結婚、被災者地震の加齢に伴う定年退職、転職等々生活サイクルの変化とともに、かつては勤務先から住宅費の補助を受けるなどしていた人も、住居の確保に苦勞せざるを得ないケースも少なくない。

大震災被災世帯の加齢による生活安定のためには、早急に公営住宅法の改正を図り、社会的公共財としての災害復興公営住宅の有効な活用も推進して、被災者生活再建支援法を実質的にも充実すべきと考えている。

より若い世帯の入居が増えることで、高齢者は励まされ、災害復興公営住宅の活性化もはかれるであろう。

8 5 被災者生活再建支援制度に関する意見での要望を記しますので改善要望を申し上げます。

2つあります。

支援制度の中では特に住民が困ることの一つに「一部損壊」での決め事の不備があり、その第一は内装の部分についてはこの条件が抜け落ちていて仕方ない、自分でやるしかないか?となっています。資力のある人は可能としても、不可の人は納得の無い内容です。

内装とは、塗り壁(しんかべ)が激しい揺れで落下し、建物事態は何もなくとも、家全体が程度の差が判定での基準ではこの項目も“もうけるべき”と思います。

上記以外です。

そもそも制度によって国民の一人一人が国の施策に喜んでもらえ助かった、生活出来、元気になれるが目的で有るはずです。

	<p>柔らかい施策がどこまで届くのか、と、この制度が公報され、喜ばれることが大切ですので（今後は）困っている住民に早く通知されるようきめ細かい配慮を望みます。</p>
<p>8 6</p>	<p>1 住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>住宅は、国民の生活を支える基礎であるだけでなく、一定の社会性・公共性をもっており、それゆえ建築基準法等の公法の規制下に置かれているだけでなく、住生活基本法の制定等によりその公共性がますます高まっている。私有財産の形成に公費支出はできないとの考えも根強いが、この考えは憲法上の私有財産制度の保障の趣旨に沿うものではなく、災害復興の場面における国家の責務を果たすものとは言えない。既に耐震改修農地補助、まちづくり交付金などにより私財への公費支出が行われ、かつ十分な効果を上げていることからすれば、政策的にも合理性があると言うべきである。何よりも、住宅本体への支出を否定した場合の被災者の失望感は大きく、被災者らが本制度に寄せる大きな期待に真正面から応えるために、住宅本体への支出を認めるべきである。</p> <p>2 支給要件、支給対象等の緩手、事務の簡素化を行うべきである。</p> <p>年齢要件・収入要件等の支給要件は、要件が細かすぎて、これまでの適用災害事例でも極めて多くの不満が寄せられていた。要件を緩和した被災自治体の横出し制度が多数制定されているのは、支給要件が被災地の現実に適合していないことのあらわれである。また、支給対象も全壊世帯・大規模半壊世帯に限定せず、半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。これら緩和策と合わせて事務簡素化を図り、被災自治体の職員らの多忙を軽減し、もって被災者らの円滑・迅速な生活再建に役立つ実用的な制度に改めるべきである。</p> <p>3 被災者生活再建支援法の改正法を2007年3月1日以降に発生した自然災害に対して遡及的に適用するべきである。</p> <p>検討会が開始された3月1日以降、能登半島地震、台風第4号被害、新潟県中越沖地震が立て続けに発生した。その被害はいずれも甚大で、被災者は過酷な状況を強いられている。この被害状況を救済・支援することは、制度の目的に沿うし、国民の理解も得られるはずである。検討会開始後までの適用であれば、公平性を損なうこともなく、財政的にも十分に実現可能な規模である。よって、改正法の遡及適用をすべきである。</p>
<p>8 7</p>	<p>-、仮設住宅について</p> <p>私は1995年1月17日、阪神・淡路大震災で住宅は全壊、[]に避難しました。[]、仮設住宅に入居し[] []仮設住宅を出ました。大災害には仮設住宅は必要です。26平方メートルの広さは、2人世帯までなら何とかありますが、子どもが2人いると日常生活は困難となり、長期間となれば、子どもの勉強する場所がないのが苦痛になります。世帯人数を考えた広さを検討すべきです。設置場所も公共用地に限定せず、倒壊住宅附近の民有地な</p>

どを利用すべきです。また19平方、6畳ひと間の仮設は建てるべきではありません。

二、住宅再建の支援はなく、自立・自助は衰える

すべてを失った衝撃から立ち直ると、第一に考えるのは、生活の土台である住宅のことです。自宅・事業所の再建をどうするのか？退職金でマンションを購入し、全壊で建て直す費用の資金2,000万円をどうしたらよいのかと住民の話し合いが繰り返されました。

取引銀行は、60歳以上の人には融資は断り相談もしてくれない、それでも何回も足を運んだが駄目でした。住宅・店舗再建の展望が開けない毎日でした。「あと500万円」あれば必要資金の半分はできる。国が500万、ぽんと援助してくれたらなあ」「必要資金の半分があれば友人や得意先に助けてくれと頼めるのだが...」そんな話も1年ほどで皆言わなくなりました。住宅再建の目途がついたのは55歳以下の4、5人の人でした。「こうなれば、仕方がない。仮設におれるだけあって、公営住宅の当たるのを待とう」と自立の意欲は失われていきました。

三、住宅再建できず、人生も破綻

老後を国民年金にたよる人が多数でした。国民年金は二人で13万円足らずです。せめて家賃を払わなくても住める建売住宅を購入したり、退職金で買った住宅、それらの倒壊は人生の最終コースの破綻でもありました。自宅再建を最後まで夢見ながら、希望かなわず公営住宅に入居した65歳以上の夫婦世帯が1998年末以後12世帯ありましたが、2005年までに男性は11人亡くなりました。自宅再建への最後まで努力、それを成し得ず、見知らぬ土地の公営住宅に入居せざるを得なかった無念の思いが、死を早めたものと思われま。高齢者が自助努力で住宅再建することは不可能です。

若い人も大変です。住宅を購入し、銀行ローンを35年支払わねばなりません。生命保険に加入させられ、担保にとられています。この人の震災が終わるのは35年後になるのです。

四、被災者の悲願

自宅再建できない高齢者を公営住宅に入居させるという単純な住宅政策が、今日、復興住宅に大きな問題を生じさせています。

復興住宅の孤独死は1998年1月から2006年12月までに465人となっています。仮設住宅の孤独死は253人で社会問題となりました。復興住宅の孤独死は今後、さらに増え続けるでしょう。復興住宅高齢化のひとつの例を申し上げます。神戸市が復興住宅として借り上げている

ワンルームマンションが中央区にあります。当初、46人入居、現在平均年齢80歳、全員単身者、女性が多数です。入居者の若い方となる71歳の男性が世話をしています。阪神高速道の脇にあり、国道2号線も通って、トラックなど自動車が激しく往来しています。市街地でありながら「買い物」に行ける人はほとんどいないのです。食料品のトラック販売がたよりです。住人の中には震災前は持ち家でおだやかに老後を楽しんでいた人もいます。しかし、住宅が倒壊した高齢者には自助努力のしようもないのです。住宅があつてこそ、自立自助の生活を築く展望がでてきます。被災者は人間として生き、人間として死にたいのです。

	<p>国は被災者生活再建支援法に、住宅本体への支援を明確にすべきです。すでに自治体では住宅再建支援は当然のこととなっています。ひきつづく自然災害で住宅再建への国の支援は国民の納得するところになっています。</p> <p>公平公正な支援法にするために、所得制限、年齢制限などは撤廃し、金額も最低500万円とすべきであります。</p> <p>被災者生活再建支援法は、阪神、淡路大震災被災から提起され、住宅本体への国による支援は私たちの13年にわたる悲願です。今度の見直しで是非、実現していただきたいのです。</p>
8 8	<p>1. 住宅本体への支出も対象に 支援金の使途を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきです。</p> <p>2. 支出対象の弾力化を 居住関係費の支出対象を、全壊住宅の補修費用、事業用の店舗・作業所・倉庫・賃貸住宅の賃貸人、地盤修復費などにも広げ、生活関係費の使途を限定せず被災者の自律的判断に委ねてください。</p> <p>3. 支援要件等の緩和と支給事務の簡素化を 支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきです。また支援金支給の手続き、被害程度の判定手続き、要提出書類の範囲等を簡素化してください。</p> <p>4. 支給額の引き上げと財源の確保を 支給額の上限を500万円程度に引き上げ、財源となる基金を満額に充実させ、国の予算も基金規模に見合ったレベルを確保(または基金への国の拠出)して下さい。</p>
8 9	<p>私たちは、ここ10年来の間にも、宮城県北部・玄界島・能登半島・柏崎等の地震災害や、宮崎市周辺の大淀川水害、有珠山・三宅島等の火山噴火災害などの現場に入って、調査研究と救援活動に、ボランティア・ペースで従事してきた。そこでいつも感じたことは、被災者の方々が置かれている深刻な現実に対して、現行法の規定とその実際の運用が、どんなにかけ離れたものであるかという点であった。少なくない公費をつぎ込んでの事業が、このような状態に留まっていることはあまりにも悲惨である。来年の法改訂に当たっては、援助金額の抜本的な増額、年齢・収入要件の撤廃もしくは大幅な緩和、使途の制限の撤廃(特に住宅本体の再建費用への充当を認めること)を実現するよう、特に留意を求めたい。</p> <p>「私的財産の根幹である住宅再建に公費を充てることは適当でない」との論旨が、今回の中間報告にもまだ根強く残っているが、私的財産の充実に公金が充てられている例は、枚挙に暇がない。バブル崩壊時に金融業界に提供された膨大な額の財政支援、国際競争力強化を名目に、産業に与えられている多額の研究助成金、農業生産性向上をうたった農地改良の補助金など、どれもが、国策遂行上の必然性があるということで理由付けられている。その論理が一応認められるのであれば、それでは、災害被災者の生活再建などは、</p>

	<p>国家目標としては取るに足らない些細な出来事なのであろうか？この「私的財産論」の論旨には、現在の政府が、国民一人一人生活の安定など、歯牙にも掛けていない冷酷さを感じる。</p> <p>私自身が後期高齢者なので、過疎地で被災した高齢者の方々の心情は痛いほど良く分かる。茫然自失、何をする気力も失った方々を励まし、勇気づける一番の方策は、住宅を始めとする生活再建の道筋を、公的機関がハッキリと示し、保証することでなければならない。</p> <p>「基準をゆるめたり、用途の制限を撤廃したりすれば、そのことを悪用する人間が出る。」との論旨も、中間報告には見受けられた。どんな制度でも、悪用する意図を持った人間を100%排除することは難しい。だからといって、そのために絶対的多数の善意の被災者に対して便益を講じられないというのでは、やはり現地の実状を見ない机上論でしかない。</p> <p>そのことは例えば、「一旦交通事故が起きれば死傷者が出るのだから、何人もこの際自動車は一切運転してはならない。」と言い立てているのと同じである。</p> <p>中間報告の中には、大都市災害に言及した部分がある。確かに首都直下型地震などでは、国家の安全を根本から揺るがす事態にもなるわけだから、その際は、実態に即した別のスキームをどう構築するかという議論が確かに必要であろう。しかし、その方針が未だに固まっていないからと言って、現行支援法の改善で対応できる事柄まで先送りしてしまうのは、明らかに一種のサボタージュであり、容認の余地はない。</p> <p>そもそも大都市災害を真剣に心配するのであれば、大災害時に大きな負荷となる超高層ビルの建設や大規模宅地造成などを、事実上野放しにしてしまった市街地再活性化事業等のスキームを、より厳格な規制を加える方向で見直すべきである。</p> <p>この中間報告は、相反する両論を併記する形を取っているので、今後の審議に当たっては、検討会としてどちらの方向の意見を採用するのか、姿勢を一つ一つ明確に定めて行く必要があるだろう。そのことは、広く国民全体の関心事でもある。</p> <p>従って今後開催される会議は、ぜひ公開とし、さらにその都度一般からの意見聴取の途を広く開いておいて欲しい。</p>
90	<p>1．住宅本体への支出を求める 支援金の用途を、被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定せず、住宅建設費、購入費や補修費等の住宅本体の費用も支出の対象として認めるべきである。</p> <p>2．支給要件等の緩和を求める 支給要件のうち年齢要件・年収要件を撤廃し、対象となる被害についても半壊世帯、床上浸水世帯を含めるべきである。</p> <p>3．能登半島地震、新潟県中越沖地震への遡及適用を求める 本検討会の開始以降の大規模災害については改正法を遡及適用すべきである。</p>